			建定地方因	日体_機能要件			標準化	保袖検討				構成員からの回答		
能名称 仕様書たたき台 業務フロー との対応	B市	C市	D市	E市	Hift	I市	要件の考え方・複製	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答		(2) たたき台で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・模拠」への意見
書理 (当初・夏正)							2				回答※ 選択式※	詳細	回答※ 選択式※	詳細
福祖 (画物・東上) 自報管理 車台情報の管理 (登録、修正、削 除) ができること。 【管理対象項目】 軽自管理器号 登録年月日 車理 燃料の種類 メーカー	9. 車両コードは画面から容易に 追加・修正・削除できること。 車両コードの選択時の入力候補 の表示・非表示ができること。 12. 車両の動力(一般、電気 等)、メーカー名、排気単位 (CC、KW等)、形状(着 型、オートバイ等)、用途(手	定を行う。	33.車両の管理は「標識番号」 ではなく、システムで自動発者 したユニークな番子で管理で ること。これにより「名義変 更」等で標識番号が変更となの た場合でも、同一車両としての 管理ができること	18. 標識番号・車輌種別・車台番号・車輌車・車線車・車輌車・認定番号・車名・中告医グ・リー・ 医分が入力できること ※必須ではないが、通称名・東車改造車区分があると望まり、	- 車面管理>管理項目 ○ 5 車両情報(釋識番号 份字前 排 分分別。車項、通知書番号。 ス 定面場、登録年月日、型式換型式 式、車名、等等。與型式炎 試(co、編等),原助型型式炎 反式、車名、等級型型式炎 使稅、無理於原、身際股份。身際 稅、費集稅收除、身際與 稅、機等。其稅收除,與應	8 車両情報(名義情報,車台情報(車種、排気量合む)、標識情報、再有者情報、使用者情報、定置場情報、変難情報等)の管理(登録、修正)ができること。10.車合番号は20桁以上管理できること	可欠な台帳管理機能のため必須 機能と想定している。 (緑字:要検討) 「形状」、「用途」について は、自治体間で連用に差異があ ると思われるが、業務要求をあ ると思われるが、業務要求をあ	・	① ② ■研 ① B市 ②	設計事項 「車種」と「補調番号」との整合性チェックが必要と考える。 。 記述事項 単台番号が16桁以上の場合もあるので、20桁程度必要と考える。 相違ない。。 回答作成者が不明なため、確実ではないが、おそらく「車両番号 議議番号)」もしくは「車種区分」を指していると思われる。 b)	①必要な機能を網羅している		②該当なし	
型式番号 里式 車名 排気量 原動機の影式 型式球球で選号 形状 用途 車台番号 初度検査年月	用、貨物、農耕作業用等)は画面から容別に設定できるとと25 単調情報は廃車を含めすべてのデータ、建税情報は廃車を含めすべいのデータを管理することができることができること。15 電気自動車(kw)を管理できること。1、kw、PS、IP・TKが管理できること。)。またま、非販税商品車を管理できること。)		48 入力項日全ての修正が可能	79. 車輌情報 (標識番号・車輌型式・) 理別・車台番号・車輌型式・) 定番号・排気量・車名・申告 分・リース区分・非理形情報	N 金、課税変更日、廃車年月日、 認 廃車事由、修正年月日、修正事 区 由、旧所有者、新旧標識)	と。 (排気量の単位はCCで統一する こと)		なる。また、「車種」と突合して入力さる。また、「車種」と突合して入力されるアェックを行う(2)車両情報のデータ管理年限について、各個体の認識で必要な管理を数は以下のうちどれか、高)市配記を乗り年、未納分は全件保持。 上記以外種談単項	① 第 ② ② 章 章 ② ② ② 章 ③ ② 3 B (④ ()	準項 	②一部記載がない機能がある(右記)	- 車両番号(標識番号) - 軽謀区分 - 車両の定置場	②該当なし	
<u>車後年月日</u> 所有形態区分 特記事項 事務局案で必須 事務局案で不要(太字) 事務局案でイブション(斜め字) 必要性について疑義がある(下線)	6-2-				- <u>メモ機能</u> 132 車両ごとにメモ機能がある こと。			①単生参号は中間標準レイアウトではいるが、当該市数でで支端されているが、当該市数で支流があるか、(20 fリースを受け、10 fm を引きませない。 10 fm fm を引きませない。 10 fm	■①・・ハハ(2を)にせない。 (2を)にせない。 (3を)にせない。 (4を) (4を) (4を) (4を) (4を) (4を) (4を) (4を)	登録年月日」は「初度検査年月」と突合して「軽課」及び「重課」 かまスのチェックを行う。 が料の種類」は「結果区分」の判定に用いる。 廃車分合の過去分は全件保持している。 廃車分合の過去分は全件保持している。 ではあるが、過去に職権により廃車していることが明らかである場合 ではあるが、過去に職権により廃車していることが明らかである場合 可能な課り選及課税を行うため必要であると考える。 認準項車 環境の事項を設定した。 であることがある。その後も所有していることが明らかである場合 であることがある。その後も所有していることが明らかである場合 であるとある。その後も所有していることが明らかである場合 である。 市名が思している。 力法: a) 「リース区分」のある単両について、台帳登録情報の整合 ニックを行う。 他の項目で判別できれば問題ない	⑤その他 (右 記)	■必要と思われる機能■ ① ・		車台情報の登録・修正はできる限り容易に操作できるよう 有える。 制除(入力項目ではなく、登録データの制除)に関しては ぐためパスワード入力が必要など工夫する必要があると考 入力必須項目と、自由入力項目を設け、入力漏れに関して セージを発するようにして記しい また、時との機能一覧の1にあるように、同一の模議番号・ の新規登録があった場合エラーメッセージを発するよう 服会面画等で表示する必要状態と思うが、始出処理をし 登録・修正・削除を行ったユーザー名と日時情報が何らか ようにはしていただきたい。
								体的にどのようなものか。 (コード智慧は9.11、に定義があるため、要件の反映要否を確認) (4) 「電気自動車」「分・渡途車区分」「な途車区分」「な途車区分」「な途車区分」「な途車区分」「なる車間であり、「ない」、 歯用の区分が必要 b) 他の項目で判別できれば問題ない。 (責事報で管理できれば問題ない。 (責事報で管理できれば問題ない。) 世の項目の目別できれば問題ない。 (責事報で管理できれば問題ない。) 世の項目の目別できれば問題ない。 (責事報で管理できれば問題ない。)	①特 ② b ① B E市 ② B ③ 3 理 ④ a	計に必要ではないと思われる「形状」は入力していない。	①必要な機能を網羅している ②必要な機能を網羅している ②必要な機能いる		②該当なし	
									① 等定防②■①必②な③ 市市	設計事項 理を接気量 (例:原付第2種乙は51-90°cの範囲であること等) 課題音号と車種 (軽4輪の5ナンバーは乗用車4ナンバーは貨物車 と異なる場合警告メッセージが出るような仕様にすれば入力額りが 廃車分含の過去分は全件保持 認事項 投材5桁を超える車台番号の車両が登録されているため、20桁以上は と考える。 こ) 本市システムには入力項目としては存在するが、特に活用してい 、	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	管理対象項目の軽自管理番号は構識番号を指していると ないか。
									①い例が②廃いすな行■①であるからであった。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	記事項 車種」と「排気量」の整合性を更新時システム上で突合できると良 第二種乙の車両を登録する際、排気量が90ccを超えていた際エラー 示されるなど。 旧窓答。) 上記以外 活済みの専両情報は、未納であるかを問わず管理年数に制限を設けな とが適当である。理由として、廃車後8年以上経過後に車所を譲渡 ことになったが、廃車中舎をを数失してはまったといった。 一一スの場合、廃車後の事両データが無ければ廃車中舎受付者の再発 することができず、譲渡後の車両の登録が回難になるため、 ルーレー等・断車両について、17桁の車両があるため20桁以上が必須 る。 過速ない。 当該区分の利用方法については、a)にあたる。	では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	- 税率(軽課税率、重課税率等)を率台情報管理の画面から確認できる とよい。 - フルアシスト自転車等について、識別する区分があるとよい。	②該当なし	
									含電分・こ想・ン理る・、■のでは、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番	「電気自動車」…b)電気自動車かどうかの判別は「燃料の種類」にれると想定している。 自動車とを心臓料では排茶量の単位が異なるため、電気自動車区 選択した際に、自動判別で無気量の単位が変わるとよい。 非課税商品率」…d)非理税品率は誤税区分として非課税である が分かればよいので、Nol.1.9の課税・非課税区分の項目であると している。 「試乗車区分」…d) ここでいう「課業車」が原付バイクの試乗用・一 一のことであるならば、現状、課税和画とは別に、試乗車専用・管 画がある。課税車両と管理の仕方が異なるため、別の管理画面があ よい。 改造車区分…a) 項目間の整合性がなくなるため、別区分が望まし (個、主核要性率する上場会、加造前の型式設定器長が改造後そのま 試計事項	5			(黒字:必須) について 認識のとおり。
									②b 研 な 2 を で 2 を で 2 に か る 2 を で 2 に っ か る 2 を で 2 に っ か る 2 に っ か る 4 を で)に該当する。	。 ②一部記載が	記載のない事項: 置護軽課判定情報、使用の本拠区(政令市の場合) 記載の不要な事項: 形状、車検年月日	①あり(右記) ①あり(右記)	用途については、課税額に直轄するが、当市におおいては 自動的に当市規格の車程コードに変換され、その車程コー 決定(当初課税処理が行われる)システムとなっている。

					1	遺定地方団体	工機能要件	ı		標準化	機補検討				構成員からの回答		COLUMN TAXABLE PARK MIN. COM
	機能名称	仕様書たたき台	業務フロー との対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	回答※	(2) たたき合で必要機能・項目が網羅されているか 詳細	回答※ 選択式※	(3) その他、「たたき台」「考え方・模拠」への意見 詳細
	. 1. 2.	盗難車区分についても管理(登録、 修正、削除)できること。							1.1 車面情報管理 8.車両情報(名義情報、車台情報(名義情報、車台情報(名義情報、車種・排気量含む)、標識情報、使用者情報、定盟場情報、定盟場情報、定盟場情報、定置場情報、定置場情報、定置場情報、定置場情報、定置場情報、定置場情報、定置場情報、定置場情報、を直りができる	重面を理程保留にするなどの対	.ているが、他に業経要件と .		■確認事項 ②なし、の盗難届の受理日に遡って廃車処理をしているため、課税保留 処理はしていない。			②該当なし	
									の管理(登録、修正)ができること。	業務のため、必須機能と想定し ている。	用ハターンについて、以下を想 定しているが、該当するものは	C市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
											8 の治理率区分を設定 に、当該 実施を指数である。 事項を登録として必連計する (日報または手動での連動) 的選股保護の事由「空間車」 として登録。 の上記以外	D市	■確認事項■ ②の上記以外 盗難車に関しては、警察により盗難局が受理されている場合に限り、そ の盗難局の受理番号をもって、その受理日より所有権が無くなったと判 断し、競投客体を欠くたの職権により廃車処理を行っている。 また、盗骸に当った日付が古く、警察により受け付けられなかった場合 には、申立書に詳細を記入してもらい、その申立書の提出日付で職権に より廃車処理を行っている。 その際、「廃車理由」と「ナンバーブレート回収区分」に「盗難」と入 力している。	⑤その他(右 記)	盗難のみを区分するのではなく、課税保留の理由を入力できるようにしてはどうか、(6の運用) た課税保留には法定根拠が無く違法となると聞いている。盗難率に対して課税保留とするのを標準仕様とすることには問題があるのではないか。	②該当なし	
												E市	③盗難率は廃車登録「課税保留」にしない	③一部不要な 機能がある (右記)	盗難車の管理はしていない		
												F市		①必要な機能 を網羅してい る			
												H市	■確認事項 ①本市では金騰車については課税保留とせず、廃車として処理をしてい る。盗難にふったという廃車申告によるものであるため。 また、温及廃車を行う場合は苦緊への空難局の受理が受理署号から確認 できた場合のか、遡及での受付を行う。確認できない場合は申告日当日 で廃車受付をする。 の上記以外、金融車の管理区分については課税保留として取り扱ってい ないため熱当するものはない。	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
												I市	■確認事項 ②なし。○) 盗難偏の受理日に遡って廃車処理をしているため、課税保留 処理はしていない。	①必要な機能を網羅している		②該当なし	
														①必要な機能 を網羅してい る		①あり (右 記)	(黒字:必須) について 認識のとおり。
												K市	①c:当市の場合は、盗籍員と同時に廃車申告を促しており、廃車事由 (建度、廃棄など)に盗整般大という事由がありその場合データは自動 削除されないようになっている。発見された場合は廃車を取り消すこと で再登録ができるようになっている。	②一部記載が ない機能があ る(右記)	要車事由に「盗権・紛失」がなければ必要。 (課税保留で対応なら不要)	①あり (右 記)	盗難属情報は当市では警察と連携していない為、本人からの届け出が必要になる。その際、盗難の事由で廃車申告を行って頂くようにしている。 (廃車の扱いになる)
1.	1.3. 標識情報管理	型 標識情報の管理(登録、修正、削除)ができること。 【管理対象項目】 車両番号(標識番号) 発行日	証明	両登録>異動入力 議弁償金の有無、標識交付 書の返納の有無の入力がで こと。	† 5		■入力・更新・削除 18.標識番号・車輌種別・車台 番号・車輌型式・認定番号・排 気量・車名・申告区分・リース 区分が入力できること ※必須ではないが、通称名・試	・車両管理>管理項目 5.車両情報(標識番号(数字部 分5桁)、車種、通知書番号、 定置場、登録年月日、型式、車 式、車名、車台番号、総排気量 (cc、kW等)、原動機の型式、	1.1.車両情報管理 5.標識弁債金の有無、標識交付 証明書の返用金の入力がで きること。 8.車両情報 (名義情報、車台情報 報(車程、排気量含む)、標識 情報、所有者情報、使用者情報、所有者情報、所有者情報、所有者情報、	(黒字:必須) 各種行政を遂行する上で不可欠 な台帳管理機能のため必須機能 と想定している。		B市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
		回収区分弁債金				2	い 29. 廃車事由・廃車年月日・標 識回収情報・標識弁償金情報が 入力できること	が、非味が、味代光味、対降級 免、構造滅免、試乗標識、課業 保留等の課税区分)、標識井償 金、課税変更日、廃車年月日、 廃車事由、修正年月日、修正事	教、た血場情報、盗難情報等/ の管理(登録、修正)ができる こと。			C市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
								由、旧所有者、新旧標識) - 車両管理>異動 (標識変更) 29. 標識変更の処理ができること。				D市		③一部不要な 機能がある (右記)	非債金の項目は不要ではないか。 金額を入力するのか、支払いの有無を入力するのか不明だが、どちらも 常時確認できる必要は無いと考える。	①あり (右 記)	必須機能であると考える。 回収区分は「回収」「紛失」「盗難」から選択できるようにしてもたい たい。
												E市		①必要な機能 を網羅してい る			
												F市		①必要な機能 を網羅してい る			
												H市		②一部記載が ない機能があ る(右記)	登録事由 (購入、議受等) や廃車事由 (廃棄・譲渡) といった情報も必 要ではないか。中告書の様式に記載館があり、原付等市で受付をする 車両についても廃車申告受付書には廃車事由の記載があるため。	②該当なし	
												I市		②一部記載が ない機能があ る(右記)	構識変更により同一所有者、同一車両の標識のみが変更された際の、新 旧の履歴がたどれるとよい。	②該当なし	
												J市		①必要な機能 を網羅してい る		①あり (右 記)	(黒字:必須) について 認識のとおり。
												K市	- 標識の管理は必須。	③一部不要な 機能がある (右記)	弁債金は当市では項目として存在しない。	①あり (右 記)	- 「発行日」は集合情報の登録年月日と同じであれば不要。 ・当市では運動の情報は車を付載の一部として取り扱っていますが、別 のファイルで管理し、車合情報と組づけて管理するような仕様と読めま す。そのあたりを明確にしたほうがよいと思います。

				10 At 14 At 1									様成員からの回答		
				直接地方:	団体_機能要件			標準化	美福英訂				構成員からの回告 (2) たたき合で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見
機能名称	仕様書たたき台 業務フロ との対	B市	C市	D市	E市	Hirb	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見祭・回答	回答※	詳細	回答※	
1. 1. 4.	試乗標識及び仮ナンバーを管理(登録、修正、削除)できること。 【管理対象項目】 申録情報							(黒字:必須) Y社、「社で記載されている一方で自治体側の記載が少ないが、 試乗標識及び仮ナンバーの発行 業務自体は法定の業務と見受け		B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
	条件日 賞 <u>与期間</u> 回収状況							られる。発行した標識について、エクセル等のシステム外管理を行っているケースもあると考えられるが、システム対応が連用上望ましいのであれば必須		C市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
								機能とする方向で検討を進める。 の (緑字・要検討) 具体的な管理対象項目をどのように定義するかについては、業 務上の必要性を踏まえて検討する。		D市		②一部記載が ない機能があ る (右記)	■臨時ナンバーについて■ ・臨時連合所で知知の発行 ・申請情報に何が含まれるのか不明だが、 申請権制に何が含まれるのか不明だが、 申請権制に何が含まれるのが表示・運行の目的・運行の経路・メーカー・形 状・事体事等・自賠責保険の情報(保険会社・番号・保険期間) は管理できるようにしてもらいたい。 ・原付認時ナンバー貸与証明者の発行 ・申請者の任所・法人を、連絡先と、古物販売許可証の番号と交 付年月日は管理できるようにしてもらいたい。	①あり(右 記)	臨時運行許可証・原付臨時ナンバー項与証明書の発行までをできる仕様 にしてもらえるならシステムの機能として必要であると考える。 ただ管理するのみであれば、現状エクセルで管理と許可証の発行を同時 に行っているため、事務処理が増えるだけなので不要。 また、システムで登録の無い市外の個人や法人にも、発着地が当市であ れば発行しているため、課税車両の登録システムとは分離して管理でき るようにしてもらいたい、(報税車の登録システムとは分離して管理でき るようにしてもらいたい、(報税するわけではないので支店などでも受 け付けるが、納税業務者にはなり得ないため、登録時に紛らわしくなる のではないか。) 特に臨時ナンバーに関しては貸与期間が5日間しかないため、登録及び 廃車の入力が領難になっては困る。
										E市					
										F市		①必要な機能		①あり(右	管理する情報として交付した標識の番号は必須であると思われる。 申譲情報として含まれる情報として使用者(貸与者)の情報も必要であ
										нф		を網羅している		(58	る。 なお、本市においては試乗標識と仮ナンバーの担当部署が分かれてお り、試乗標識は軽自動車税担当部署であるが仮ナンバーは住民票担当の
										I市		②一部記載が ない機能があ る (右記)	試乗用ナンバーの標識番号	②該当なし	
										J市		①必要な機能 を網羅してい る		①あり (右 記)	(黒字:必須) について 認識のとおり。
										K市	 必須機能が望ましいが、各自治体での事務の統一が難しい場合はオブション、または不要でも差し支えない。 	⑤その他 (右 記)	試乗標識は課税客体ではない為、課税システム上管理していない。 (別 途事務処理PCでエクセルによって管理している)	①あり(右 記)	試乗標識の調査は自治体によって方法に相連があると推測される (当市 の場合は4年に1度) ので試乗構識を記録する機能にとどまると思う が、あれば使利であると考える。
1. 1. 5.	各種標識の交付状況及び回収状況に ついて、任意の情報を抽出し、一覧 作成ができること。							(緑字:要検計) 仮ナンバー会め標識の発行・回 収状況を把握する目的での利用 を想定しているが、要否を確認 のうえ具体的に必要な機能の検	業務パターンとして以下を想定 しているが、これ以外のものは	B市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
								のうえ具体的に必要な機能の検討を進める。	あるか。 a) 庁内での報告用 b) 貸与期間を超過した未回収 試乗標識の返納依頼等を行う	C市	確認事項 ①無	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
									50.米徳線の延州は祝守さ1] グ	D市	■確認事項■ ①想定されているものに加えて、市外ナンバーの名義変更の際に、市外 ナンバーの回収 (廃車受付) 状況も管理できるようになると、課税物件 異動通知の送付管理ができるようになるのではないか。	⑤その他 (右 記)	市外ナンバーの名義変更の際に、市外ナンバーの回収 (廃車受付) 状況 の入力ができ、課年物件異動通知をシステム上で発行できるようにすれ ば尚良いのではないか。	②該当なし	
										E市	①認識の通り	⑤その他 (右 記)	試乗標識はシステム管理していない	②該当なし	
										F市	■確認事項 未返却分の標識について無効の公示を行う。	①必要な機能 を網羅してい る			
										H市	■確認事項 ①他の目的の利用は想定されない。	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
										I市	左記のとおりで相違ない。	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
										J市	■確認事項 ①なし。	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
										K市	廃車情報の中に「福服返納の有無」という情報があるのでその機能に よって温安離販の返納は管理している。仮ナンバーについては他健館が所 管になるため、現在交付状況は税部門は把握していない。あえて設定す さど試乗離回り管理であるが、14 不記載の通り、システム外で管理 し、2年に一度調査を行っているので、特に一覧表が必要な場面が現在 存在しない。 ・オブション、又は不要でも差し支えない。(横識は回収できない場合 も多く、料理できても次の事務につながらない場合が多い。仮ナンバー や試乗構識の管理は必要)	①必要な機能 を網羅してい る			原車情報の中に「福護返納の有無」という情報があるのでその機能に よって温密機能の返納は管理している。仮ナンバーについては和限度が 所管になるため、現在文件状況は税制門は把握していない。あえて設定 すると試象機能の管理であるが1、4で記載のあり、システム外で管理 し、2年に一度調査を行っているので、特に一覧表が必要な場面が現在 存在しない。

		ı		遺定地方団体	_機能要件			標準化	具補検討				構成員からの回答		
機能名	*	仕様書たたき台 業務フロー との対応	B市 C市	D市	E市	Hats	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1)検討項目(論点案)への見解・回答		(2) たたき合で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見
	S義人情報管	各種名義人(所有者、使用者、所有	Dili Vili	υib	Еф	nip	T II	(里字:必須)	■枠計事項	DIM-	■給計車店	回答※ 選択式※	幹額	回答※ 選択式※	詳細
		権留保の先主) 情報の管理(登録、 修正 削除) ができること。 【管理対象】 個人器号(マイナンバー) 法人番号 氏名(カナ・漢字) 住氏(部の管書号・方書含む) 生年月日 連絡先情報 住基等先情報(喪失日・喪失事由) 特記事項						(緑字:要検討) 住基喪失情報について、業務運 用を確認のうえ定義方法を検討	ついて、業務上どのように活用 できるか。 ②何人素是(マイナンバー)の	B市	①申告書にマイナンバー記載欄がないため特になし。 ②なし。 ■確認事項 「認識のとおり。 ②的特別管理人の設定もしくは名義変更依頼 b/名義変更依頼をする。 検討事項	①必要な機能 を網羅してい る	・各種名義人のシステム管理番号、町番号、除票区分	②該当なし	
		特配・単本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・							② ■確認事項 ①住基喪失情報について転出・ 死亡者の管理を行うものか。も しくは以下のようなケースを管 理する場合は後続の事務処理を 確認したい。		①住所地の確認 ②無 確認事項 ①職権で課稅保留を行う	②一部記載が ない機能があ る(右記)		②該当なし	名義人情報については、住基情報を反映し、市外住民や未登録住民を追
									a)海外転出 助日本国語の喪失 c)それ以外	D市	●検討中場 「現状では特に活用方法は思いつかない。 ②想定のもの以外には特に思いつかない。 ②想定のもの以外には特に思いつかない。 ■を認事項■ ①転出者・死亡者に対しては、名義変更や廃車の手続きをお願いする文書を調出めあった翌月と、2月ごろに送付している。しれば、毎年終りあいるとでは、2月によりにもなった。そのためにも近代しており、組織を分の目まで減らすことができることが望からい。そのため、年代を開発を含まるなどし、現住所が判例した場合は異数のは、日本の世所を登録する。同一世帯の親族・戦いは送付先へ所有状況確認の事態を全まるなどと、現地所が判例した場合は異数の以外に対しては公示送達とし、現地調査や電話等での開発していては公示送達とし、現地調査や電話等での開発で任民展より凋除ないでは公示送達とし、現地調査や電話等の関係でには展表と可能がある版別は、不知報問演「等により職がしては公示送達とし、現地調査や電話等の関係では民業とり消除るる版別は、1月を1日に対しては公示送達とし、現地調査や電話等の関係では民業とり消除るる版別は、1月を1日に対しては公示送達とし、現地調査や電話等の関係をは、1月を1日に対しては公示送達とし、現場直査を関係している場合も同様を登録するる版別は、1月により消除るる版別は、1月により消除を1日によりに表している場合も同様を1日により消除を1日により消除を1日によりに表している場合も同様を1日により消除を1日によりに表している場合している場合も同様を1日によりに表している場合も同様を1日によりに表している。1日によりに表している。1日によりに表している。1日によりに表している。1日によりによりに表している。1日によりに表している。1日によりに表している。1日によりに表している。1日によりに表している。1日によりによりに表している。1日によりによりによりに表している。1日によりに表している。1日によりに表している。1日によりに表している。1日によりによりによりに表している。1日によりに表している。1日によりによりによりによりによりに表している。1日によりに表している。1日によりによりに表している。1日によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	⑤その他(右 記)	・動人参与に側と思われるため、特化管理する要の無無いと思う。 ・当市のシステムとして、現状住基情報を利用して所有者等登録してより、住基情報内でに個人番号が登録されているため、そういと無いでは登録していたらいいと思うが、軽自で活用することはほとんど無いのではないか。 ・当市のシステムとして、各個人に往民コードを割り当てておりかった世帯コードを割り当てておりか、の世帯ごとに世帯コードを割り当てておりか、の世帯ごとに世帯コードを割り当てておりかのではないが、・当市のシステムとして、各個人に往民コードを割り当てておりか、形態が弱いない場合に連絡するのでは、「往民コード」と「世帯可」にで管理は必要であると考える。 ・毎年納税通知書発送前後で住所変更をした人から「納税通知書が届かない(成以3号)越したのに前が市向村から届いた」」の連絡が一定数あるため、異難日(届出日)がわかると回答しやすい。	①あり (右 記)	加登録することができると良いと思う。 その際、共有名儀人と個人を同一人物として管理できることや、法人の 支店を同一法人として管理できるようにしてもらいたい。
										r+	①転居先不明な納股義務者を個人番号で現住所を確認できる②業務システム内で管理している①認識の通り・住基異動情報通りに管理 海外転出の場合、日本にいる家族に納稅通知書等を送付する	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
										F市	■確認事項 死亡者整限は不可なので管理は必須。 Albb,c)いずれも特徴の追加調査は現在行っていない。 ■検討事項 ①活用法が現状思いつかない。	②一部記載が ない機能があ る(右記)	性别		
										Н市	②他の方法はないと考えている。 ■確認事項 ①お見込みのとおり。 A) 納稅通知書等の送付先がなくなってしまうため、元の住所に住んでいる家族等に送付をする必要があるため、対象者の管理として使用する。 B) 海外転出と同様、送付先がなくなってしまうことが想定される。納 通の返展開意の際、送付先不明として判断する(公示にする)等の判断 材料として使用する。				
										ī#s	接計事項 (多種名鑑人については特に無し。納税鑑務者については1.1.7参照。 ②特に集し。 確認事項 納税儀務者でなければ、住基喪失情報は基本管理していない。	③一部不要な 機能がある (右記)	マイナンバーの管理機能	②該当なし	
											■検討事項 ①住所開会。 ②なし、 ■確認事項 ①認識の通り。	①必要な機能を網羅している		①あり(右記)	(黒字:必須) について 認識のとおり。
										K市	■検討事項 ①現在のところ必要ない。(障害者手帳などの庁内達携で使用する可能 面に表示されると、画面コピーが取れないなど問題が多なになる。また実 形先の風食が見れる状態になると、特を回入が関かるないなどの最初多なに記載しなければなななくなるため、操作権限などで取扱者を限定する必要がある。 動権認事項 ■記については転出した年度の翌年度から課税保留として処理をしている。 あいこついては結婚機関者であることに変化はないため特に事務処理は行わない。 る。おについては結婚機関者であることに変化はないため特に事務処理は行わない。 ない行わない。○2 でのほか死亡者や職権機務者であることに変化はないため特に事務処理は行わない。○2 では近ちで生度と収納	①必要な機能 を網羅してい る	マイナンバーは検討事項①のとおり導入に対し問題点があるため不要と 考える。	②該当なし	
1.1.7.	報管理	終税義務者情報の管理(登録、修 正、削除)ができること。 【管理対象】 納税義務者番号 個人衛生(マイナンバー)							ついて、業務上どのように活用 できるか。 ■確認事項		の在った年度を比較し最新の年度の翌年度から課税保留としている。 ■検討事項 ①申告書にマイナンバー記載欄がないため特になし。 ■確認事項 ①相連ない。 (納税義務者に割り振られた宛名番号)	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
		法人番号 (長名 (カナ・漢字) 住所 (朝便番号・方書含む) 生年月日 連絡先情報 特記事項							①B市記載の「納税義務者番号」 について、台帳上の管理番号の 認識で相違ないか。		検討事項 ①住所地の確認 確認事項 ①8市回答	②一部記載が ない機能があ る (右記)	・各種名義人のシステム管理番号、町番号、除票区分	①あり(右配)	所有者、使用者が異なる場合、納税職務者を必ずどちらかを納税職務者 として登録できるか。
		※個人番号(マイナンバー)につい では、業務システムで管理するほか 団体内社合宛名等のサブシステムか ら都度連携する仕様も可とする。								D市	■検討事項■ (河連舎暗路時には斡殺農薬者の個人番号の記載を必須としているため、 その際に本人確認にのみ使用している。 それ以外の活用方法は現状では思いつかない。	②一部記載が ない機能があ る (右記)	当市のシステムとして、各個人に住民コードを割り当てたおり、か ・世帯・ビに増第一ドを割り当てている。 4種果、同一世帯の難能の 打握が容易であり、各種証明書の発行の際の代理人の確認や 本人に選 体が取れない場合に連続することもできるため、「住民コード(に締称 義務者番号)」と「世帯コード」での管理は必要であると考える。 ・送付先設定をしている場合の支付先情報や、口座振替を行っている場 会の口座情報も管理できる必要がある。	①あり (右	静段最素準情報についても、1.1.6と同時に住基情報を反映し、市外住 民や全登録性反を途距登録することができると良いと思う。 その際、共有名義人と個人を同一人物として管理できることや、法人の 交易を同一法人として管理できるようにしてもらいたい。 法人については、法人登記されていない支度などを特別義務者とすることはできないため、法人番号登録の有無などで、特税義務者となりうる 法人を分かりやすく表示するようにしてほしい。
										E市	①転居先不明な納税義務者を個人番号で現住所を確認できる ①台帳上の管理番号がよくわからない	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
										H市	■検討事項 ①活用法が現状思いつかない。 滅免処理の際に、他自治体で降がい者手帳や生活保護を受けている場合	①必要な機能 を網羅してい る	(①支援対象者情報が率台情報管理画面及び宛名情報(名義人情報)の両	②該当なし	「特記事項」の中に左記支援対象者情報が含まれるのか。
										I市	源免拠退の際に、他自治体で障がい者手帳や生活保護を引けている場合 に、マイナンパーを根拠に他自治体へ要採研整をすることが設定される が、設体、環がい者と終知機器者が異なる場合はマイナンバーを活用し て要料を認ができないため、活用実験は無い。 今後活用するために、腺がい者自身のマイナンバーを収集できるような 法改正及び降がい者自身のマイナンバーと基本情報を管理できるように することが望ましい。 (3.2.2の項目)		方に表示されるとよい。	.	
										J市	■検討事項 ①住所開会。 ■検討事項	①必要な機能 を網羅してい る	左欄のとおり		(黒字:必須) について 認識のとおり。
										K市	現在のところ活用していない。 ■確認事項 データベースの主要な骨組み(どのようなファイルがあって、何をキー にファイルを連携するのか)を設計した上でないと判断できない項目と 思われる。	⑤その他 (右 記)		②該当なし	

		_											
					過定地方団	· 体_機能要件		標準化	候補検討			構成員からの回答 (2) たたき合で必要機能・項目が網羅されているか	(3) その他、「たたき合」「考え方・複拠」への意見
機能名称	仕様書たたき合	業務フロー との対応	B市	Crip	D市	E市	H र् क र क	要件の考え方・複製	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見祭・回答 回答※ 選択式※		
1.1.8. 定置場情報理	股管 定置場について、納税義務者または 各種名義人の住所を設定できること。 また、直接入力により登録もできる							(黒字:必須) 課税客体の把握を行う上で不可 欠な台帳管理機能のため必須機 能と想定している。		B市	①必要な材	能	
	ε ¿.									C市		能しい ②該当なし	,
										D市	\$ \$\tau\tau\$	ほとんどの場合、定置場が「使用者住所」なので、初期入力値を「使用 者住所」にしてもらいたい。 また、納税義務者住所・所有者住所・使用者住所・直接入力で選択でき ②該当なし	
										E市	iii)	また、納税機務者住所・所有者住所・使用者任所・直接人力で選択でき (公談当ないると良い。	,
										F市	①必要な材	能以	
										H市	①必要な材 を網羅して る	能い。	,
										I市	①必要な材 を網羅して る		
										Jith	5	能し、 (7 あり (を記)	(黒字:必須) について 5 認識のとおり。
										K市	必須機能と考える。 ①必要な材 を網羅して る	能 い 記)	基本的に市内が定面場であることが前提で登録するため、詳しい定面場 情報は項目として存在しない。ただし、収滞納情報を区ごとに管理して いるため、「使用の本拠区」というコードが存在する。
1.1.9. 課税区分管	管理 課税区分の管理(登録、修正、解除)ができ、課税計算、調定処理等に反映できること。							(黒字:必須) 課税処理を行う上で不可欠な台 帳管理機能のため必須機能と想 定している。	課税団体について、課税区分を 非課税と分けて管理する必要が	を	■検討事項 ①なし ■確認事項 ②必要な核 を網羅して	能い ②酸当ない	
	【課税区分】 通常課税 <u>随時課税</u> 課稅保留							(緑字:要検討) 官公署課税について地方税法上 の非課税団体に相当するもので 非課税と同義であると考えてい るが、課税区分を分けて管理す	あるか。 ■確認事項 ①自治体の条例で定められる非際のはについて	非	検討事項		
	課 接股取消 非联税 實工 課稅免除 不均一課稅 滅免							非球化と问義であると考えているが、課税区分を分けて管理する必要があるか検討を行う。	(②I市の要件に記載されている 「随時課税」について、具体的	C市 的	①必要である。非課税台数の管理や、非課税団体一覧の確認が必要なため。 の表 確認事項 ②を	能しい。	
	滅免								にどのようなものを想定しているか。		①有 ②1市回答 ■検討事項■ ()「官公署課税」として「非課税」と区別する必要は無いと思うが、市	・「課稅免除」は2019年10月の条例改正により条文が無くなったため、 課稅区分にも必要ないのではないか。	「課税取消」を区分に入れるならば、「遡及課税」という項目もあれ ば、後々見返した時にわかりやすいと思うがどうだろうか。
											①「軍公審課稅」として「非課稅」と区別する必要は無いと思うが、市 町村稅課稅状況等の調査第33表軽自動車稅に関する調べで 「雷公審車両合故」 「雷公審車両合故」 「電公審車両の方、非課稅車両合数」 「合衆国軍隊の構成員等の車両合数」	・「不均一課税」を無くし、「通常課税」を「課税」として、その中で 「税額区分」を「現行税額」「改正税額」「重課税額」「軽課税額」と してはどうか。	
										D市	「課稅免除及び減免台数」 「課稅免除及び減免台数のうち、身体障害者等の減免台数」 を回答する必要があるため、何らかの方法で抽出できるようにする必要 はあると考える。 記		
											現在当市のシステムでは、この33表をそのまま出力できるようになって いるが、可能であればそのようになると良いと思う。 ■ 建設学項■ () 課数区分を非課税と分けて管理するケースは無い。		
										E市	①必要と考えている ①管理している る	能い。	,
										F市	②課税漏れ等 ■確認準項 当市では税法で定める団体以外の非課税団体はない・ を網羅して	能しい	
											■検討事項 ①現状の運用では、官公署課税と非課税を区分必要性はないため不要と 考えている。 ■ 2は即帳項 を網羅して	能	
										H市	● □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	び、②験当なし	•
											接針車項 他に非課税とすることはないため、分けなくても問題は無い。 確認車項 ①特に無し ①必要な材	áte á trainin a	
										I市	①教授な程 ②当初課課後、年度途中に登録する車両で、登録年月日が4月1日以前 の車両の場合を想定している。 る	②験当なし	
											■検討事項 ①当市の場合、非課税団体については課税区分を非課税としているため、分けて管理する必要がある。		(黒字:必須)について 認識のとおり。
										J市	■確認事項 ①検討事項①に同じ ②微課期日以降の週り課税ではないかと考える。	能 い 記)	ī
											■検討事項	通常課税→当初課税として当市では管理している。 当市では官公署課税、課税免除、不均一課税は存在しない。	官公書が所有する車両については一律で非課税としている。特に分ける 必要はあるかは他自治体の意思による。
										K市	○当市では官公署が所有する車両については一律で非課税としている。 特に分ける必要はあるかは他の自治体の意見による。 ■確認事項 ・①検討事項での記載に同じ		
											②随時課税は年度途中で課税決定が行われた時の状態である (誤臘課など)	ac)	

					退 定地方団(本_機能要件			標準化	換補検討				構成員からの回答		
	LATE SERVICE	↓₩ ★★★★	Date	O-th-	Desir	Profes	U-de-	Tele				(4) MARTE (MART) . O EM - EM		(2) たたき合で必要機能・項目が網羅されているか	(3) その他、「た	たき台」「考え方・根拠」への意見
		仕様書たたき台 業務フロー との対応	B市	C rit	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1)検討項目(論点来)への見祭・回答	回答※ 選択式※	詳細	回答※ 選択式※	詳報
1. 1. 10.		特定の団体を非課税対象として管理 できること。							非課税対象となる団体について 各市条例でどのような団体	■確認事項①地方税法上で規定されている非課税団体(国、都道府県、市	B市	■確認事項 ①該当なし	①必要な機能 を網羅してに	E	②該当なし	
										町村、独立行政法人等)以外に 条例でどのような団体を非課税 としているか。		位認事項 (全のロナキトゥ44	①必要な機能	起		
										2000000	Oili	①日本赤十字社	を網羅してしる	`	②該当なし	
											D市	■確認事項■ ①地方税法上で規定されている非課税団体以外に条例で規定している団 体は無い。	②一部記載が ない機能がある(右記)	が 同一団体であっても、用途に応じて非課税対象とならない場合もあるため、一括して管理できる団体の設定ができると良い。	②該当なし	
											Fift	①認識の通りでほかに該当はなし	①必要な機能	E E	(3 a+ n +- 1	
												■確認事項	を網羅している		②該当なし	
											F市	当市では税法で定める団体以外の非課税団体はない・	機能は不要 (右記)			
											H市	①地方税法上で定められた団体以外に、個別に条例で非課税を定めている団体はない。	①必要な機能 を網羅している	E	②該当なし	
											I市	無い	①必要な機能 を網羅してし	E \	②該当なし	
												■確認事項	①必要な機能	444		
											Oili	①左記以外で非課税としている団体なし。	を網羅してL る	`	②該当なし	
											1	官公署の所有する車両については自動的に非課税処理となるよう管理で きると望ましい。官公署以外は、用途や申請内容により課税の有無が変 わってくるため、一律に非課税とは判断できない。			非課税は規定していためはある。	ないが。市長特別滅免など減免方法での条例での定
											Kritis	■確認事項①について ・私立学校法3条に規定する学校法人 ・私立学校法第64第4項に規定する法人	①必要な機能 を網羅してし		①あり(右	
											,.	- 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業又は更生保護事業法第 2条第1項の更正保護事業の設置者等 ・健康保験組合等(巡回診療用)	3		(28	
												・公益その他の事由におり市長において必要と求める場合				
1. 1. 11.		課税保留の解除時、自動的に課税が 発生すること。 解除日は任意に修正できること。							(黒字:必須) 課税上の空白期間を生まないた めの機能として必要性が高いと		B市		①必要な機能 を網羅してに	E	②該当なし	
									考えられるため、必須機能と想 定している。				る ①必要な機能	2000年		
											C市		①必要な機能 を網羅している		②該当なし	
											D市			「課税保留」は法的根拠が無いため違法となると聞いた。標準仕様に入 れるべきではないのではないか。	②該当なし	
											E市		(右記)			
											F市					
											H市		①必要な機能を網羅してし	E	②該当なし	
													8	課税区分を変更する際の変更年月日によっては、課税を発生させずに課	!	
														税保留を解除できること。課税保留となっている車両を廃車する場合、 課税を発生させることなく廃車する場合があるため。変更年月日が自動 で判定されてしまい、意図しないで課税が発生してしまうことを防ぎた		
											I市		⑤その他 (A 記)	」い。 □ た記要件の「解除日が任意に修正できること」で、上記が可能であれば 問題ない。	②該当なし	
											-		①必要な機能を網羅してに	E E	(黒字:必須) ①あり(右 認識の通り。	
											J市	必須機能と考える。	を網羅してしる	`	82) (58	
												20分級版配に与える。 ただし、課課更正できる期間 (3年) よりも、課税保留の期間のほうが 長くなることで、空白期間が生じる場合もある点について留意が必要。	①必要な機能を網羅してし	E	②該当なし	
1. 1. 12.	軽自動車税種	初回検査年月から法定年月が経過し							(黒字:必須)				の ①必要な機能を網羅してに	A11		
	別割管理	た車両について、経年車重課対象区 分として管理できること。 また、重課除外区分についても管理							課税額の計算をする上で把握が 必要な情報のため必須機能と想 定している。		B市				②該当なし	
		できること。							201100		C市		①必要な機能 を網羅しては る	知度検査を見についてだが、中主車の個会、検査目がわからない個会が	②該当なし	よくわからないので、具体的にどのようなものが該
											D市		⑤その他 (A 記)	が最後は十月についてたが、十日半の場合、快速月が7からない場合が 多くある。その場合にも対応してもらいたい。	①あり(右 当するか教えてほしい記)	,,°
											E市		①必要な機能	e.		
											F市		を網羅してしる		T-100 M (1) 1 (4-10)	
											Н市		①必要な機能 を網羅してし	E	①あり(右記)	気自動車やハイブリット車などの重課とならない車 区分という理解で間違いないか。
													8	「重課除外区分」が「標準税率」や「旧標準税率」のことを示している		
											I市		②一部記載が ない機能があ	「重課除外区分」が「標準税率」や「旧標準税率」のことを示している のであれば、そこの表記は明確に分けてほしい。「重課除外区分」と一 が 括りにされてはまうと、税率ごとの台数を出す際事務が頻雑になる可能 ち 性があるため。	②該当なし	
													る (右記)			
											J市		①必要な機能 を網羅してし	Ė	①あり(右 (黒字:必須) 記識の通り。	
												必須機能と考える。	る ①必要な機能	and the state of t	(1)あり(右 雪神恵 あんじょう かけ	宅コード(J-LISより)によって自動的に課税額を 它している。
1. 1. 13.		地方税法に則った軽課(グリーン化)							(黒字:必須)		K市		を網羅している ①必要な機能	t t		C C C V 100
		地方税法に則った軽課(グリーン化 特例)対象車両区分の管理ができる こと。							(黒字:必須) 課税額の計算をする上で把握が 必要な情報のため必須機能と想 定している。		B市		を網羅してはる	`	②該当なし	
											C市		を網羅している		②該当なし	
											D市		⑤その他 (A 記)	- 早両区がに連動して税制表示ができるよう、軽課税制の設定ができるよう。 うにしてもらいたい。	②該当なし	
											E市		①必要な機能	E		
											F市		①必要な機能 を網羅しては る ①必要な機能	\		
											H市		①必要な機能を網羅している ①必要な機能	`	②該当なし	
											I市		を網羅してしる	1	②該当なし	
											J市		①必要な機能を網羅してに エ	E .	(黒字:必須) ①あり(右認識の通り。 記)	
											K市	必須機能と考える。	る ①必要な機能 を細羅して!	E A	①あり(右 1.1.12と同じく軽課料	判定コードより自動的に課税額を決定している。
											Kή		を網羅してに	`	(58	

			建设 给方面	体_機能要件			運進小	吳補檢討				構成員からの回答	
	****											(2) たたき合で必要機能・項目が網羅されているか	(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見
機能名称	仕様書たたき台 業務フロー との対応	B市	Crit Drit	E市	Нф	市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	回答※ 選択式※	詳細	回答※ 選択式※ 詳細
1.1.14. 廃車車両管理	■ 廃車済みの車両を管理(登録、修正)できること。						技消申請時の対応を行う上で不	■検討事項 ①「一時使用中止(自動車検査	B市	■検計事項 ①不要	①必要な機能を網羅してい		②該当なし
	【管理対象項目】						可欠なため必須機能と想定している。	証返納届がされたもの)」につ いて、廃車とは異なる区分とし	-	会計事項	る ①必要な機能		
	車面情報 廃車日 廃車事由						(緑字:要検討) 廃車済み車両の管理を行うにあ	ての管理は必要か。		①不要 ■検討事項■	を網羅してしる	納税義務者からの申立書や、現地調査などにより遡って廃車する場合も	②該当なし
	茂平平 四						たり必要な項目について検討を 行う。			①必要ない。その代わり、廃車事由として、永久抹消の場合は「使用不能」や、一時抹消の場合は「譲渡」「売買」「転出」などを選択できる。		あるため、届出日と実際の処理日は別で入力するようにしたい。 また、常時画面等で確認できる必要は無いが、抽出処理をした時などで	
									Drift	ようにしてもらいたい。	②一部記載か ない機能があ	は、処理を行ったユーザー名と処理日時が表示できるようにしてもらい 「 たい、 肉声されの声声に明して明今せがあった際の対応をフリープにす	② 學女 妹 十六 1
									l bili		る(右記)	。	(g) BX = 'G C
												う、「特配事項」も追加してもらいたい。	
									Επ	①必要と考えていない 一時使用中止も含めすべて廃車としている	①必要な機能 を網羅してし		②該当なし
										■検討事項	వ		
										ないと考える。なぜなら現状特段の区別をしていないが問題は発生していないため。 ■検討事項	0		
									Hrit (■快打争場 う一時使用中止とその他の廃車を区別はしていないため不要であると考 えている。	①必要な機能を網羅している。		②該当なし
										着考での管理でよい	①必要な機能 を網羅してし	Ė	②該当なし
										■検計事項 ○本本レーで取り作品という、英語で乗り来るで	<u>る</u> ①必要な機能		①あり(右 (黒字:必須)について ga) は 認識の通り。
										①廃車として取り扱うため、管理不要と考える。 必要だと考える。なぜなら原動機付自転車の登録については当市で1度	を網羅してしる	* 車体番号、登録年月日 (新ナンバーのもの) が必要であると考える。	記) 総滅の進り。 廃車済の中でもとりわけ同一人による再登録が想定されるため、課税の
									1 1	発車申請を出し、賦課期日(以下、期日)を跨いで再登録に来た場合 「同一人再登録」として課税を行っている。しかしながら、四輪二輪に			為にも別管理が必要であると考える。
										ついていわゆる一時抹消をした場合、データや申告書については「廃車」として取り扱われるため、期日前に一時抹消し期日後に再登録した 場合、実際ではない。 軽自動車税は公道をあかどうか問わずその所 場合、実際ではより、である。	②一部記載力	8	①あり(右
										月に対して味祝りる(商品省は味く)法制度趣目から鑑みるに、朔日削 こ一時抹消し同一人が同じ車体番号の車両を、期日後に再登録した場合	る(右記)		(58
									1 1	まその間の期間は所有が推定されるため課税されることが適当であり、 行政システム側も捕捉ができる管理体制を構築すべきである。			
1. 1. 15.	廃車を行った車両を復活させること ができること。							■確認事項 ①海典 吹声」もまのを復汗さ		■確認事項 ①廃車申告をしたが実際は所有していたことが判明し、廃車日を訂正す	①必亜六十二	L L	
	N.C. OLC.						のが多いため、廃車復活の機能 について必要性を確認のうえ定	考えているが、その他に想定さ	B市	3.廃車申告をしたか実際は所有していたことが判明し、廃車日を訂止する場合。 3.場合。	①必要な機能 を網羅している		②験当なし
							義内容を検討する。	れるケースはあるか。	1 1	落認事項 ①職権廃車したものを復活させるケース	①必要な機能	E	
									C市	シャッキングログと改造でとなり一人	を網羅している		②験当なし
									1 (■確認事項■ ①非常に悪質なケースだが、ナンバーブレートを紛失したと言い張って		廃車復活を行う際、遡及課税も同時に行われる場合が多いと思われるため、廃車復活(遡及課税)に至る経緯を記録できるよう「特記事項」を	
									1 1	廃車をしたが、実際にはその後も所有していたということが分かったと いうケースも考えられる。	⑤その他(右	入力できるようにしてもらいたい。	②該当なし
											(5番	また、復活の処理日と申告のあった日も登録できると良いと思う。	
										①認識の通り想定されるケースは今のところなし	①必要な機能		
									E市	= IA 8.1 W + Z	を網羅している		②該当なし
									:	■検計事項 認定している内容とは違うかもしれないが、同ナンバー区域に転出した 車両が再転入するという場合がある。			
									1 (■確認事項 〕誤入力修正のほか、原付等の廃車申告において、明らかに課税逃れと 思われる申告があった場合、判断によっては廃車を取消し随時で課税を	①必要な機能を網羅してい	E	②該当なし
									,	するようなケースが想定される。	ర		
									I市	g L	①必要な機能 を網羅している		②該当なし
										■確認事項 ①なし。	①必要な機能 を網羅してし	E	②該当なし
										同一ナンバーでの別名義人による再転入が挙げられる。	5		検討項目での回答例は非常に多いため対策が必要。現在当市では廃車取
									1 1	列) ①個人Aが隣市町村在住の個人Bに車両を譲渡 (同じ検査協会の管轄の為 ナンバーは変わらず、個人Aの市町村としては藤車扱い)	①必要な機能		り消しを行い、名義変更の入力をすることで運用している。
									K市	2個人Bが個人Aと同じ市町村在住の個人Cに車両を譲渡(データ保存年限の5年以内を相定 個人A及びCの市町村では個人Aの廃事情報でデー	を網羅している		①あり(右 記)
										タが止まっており、名義人Cへの新規登録ができない)			
1.1.16. 納税承継人納稅管理人	相続人代表者・納税管理人・成年後 見人の情報を管理(登録、修正、削						(黒字:必須) 課税を行う上で把握する必要が	■確認事項 ①I市記載の「等」に含まれている対象について、具体的にどの	B市		①必要な機能 を網羅してし	Ė	
理	除) できること。						ある情報のため必須機能と想定 している。	る対象について、具体的にどの ようなものを想定しているか。		確認事項 ①1市回答	る ①必要な機能		②該当なし
										numes.	を網羅している ①必要な機能		
									D市		を網羅してしる	`	②該当なし
									E市(①保佐人?	を網羅している	`	②該当なし
									F市		①必要な機能 を網羅してし	`	
									Н市		①必要な機能 を網羅してし	E	②該当なし
										仕様書たたき台に記載のあるもののほか、代納者、破産管財人を想定し ている。	②一部記載か	《 代納者、破産管財人	
									1112		ない機能がある(右記)	6	②該当なし
									.ia (■確認事項 ①代納人、相続人、管財人、相続財産管理人、破産管財人、清算人、保 左人、任意後見人	①必要な機能を網羅している	E	②該当なし
									-			右のとおり	破産管財人、相続財産管理人、清算人、名宛人、相続人についての検討
									K市	旧様人代表、納税管埋入、成年後見人以外については当市の場合、破産	⑤その他 (右 記)	5	(1)あり (右)記) (右) 記) (右) (石) (石) (石) (石) (石) (石) (石) (石) (石) (石
1. 1. 17. 職権管理	台帳上の全項目について職権による 管理(登録・修正・削除)ができる						(黒字:必須) 申告ではなく職員が任意のタイ		B市		①必要な機能を細器してし	E A	②該当なし
	官理(登録・修止・削除)かできること。						ミングで台帳情報の更新を行う ことを想定しており、基本的な				を網羅している ①必要な機能		
							機能として必須と想定している。		C市		を網羅している		②該当なし
									_		⑤その他 (#	必要だと思う。 職権による管理を行ったユーザー名と、処理日時も記録すべきだと思 う。	業務上、会計年度任用職員等にもシステムを利用してもらうことになる と考えられるため、ユーザーごとに操作権限を限定すべきだと思う。 ①あり(右
									D市		⑤その他(右 記)		82)
									E市				
									F市		①必要な機能 を網羅してい		
											る ①必要な機能		@8#M +- 1
									H市		を網羅している ①必要な機能		②該当なし
									I市		を網羅してし	`	②験当なし
									J市		①必要な機能 を網羅している	`	①あり(右 記) (右 認) (本 認) について 認識の通り。
									K市	必須機能と考える。	①必要な機能を網羅してい	Ė	②該当なし
				I			I				న	1	

			遺定地方団	上機能要件			標準化	建補検討				構成員からの回答	(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見
機能名称 仕様書たたき台 業務フロー との対応	B市	C市	D市	E市	H市	Ī市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1)検討項目(論点案)への見解・回答	回答※	(2) たたき合で必要機能・項目が網羅されているか 詳報	
1.1.18. 送付先管理 軽自動車税の送付先を管理 (登録、 修正、削除) できること。							(黒字:必須)		B市		選択式※ ①必要な機能 を網羅してい		調査状 野棚
							(黒字:必須) 各種通知書または証明書を送付 する際に必要な情報であるため 必須機能と想定している。				る ①必要な機能		
									C市		を網羅している	単身赴任などで、期限付きで転出している場合もあるため、送付先設定 期限を付けられると良い。	②該当なし
									D市		(5)その他 (右記)	期限を付けられると良い。	②該当なし
									E市				
									F市 H市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし
									пп		②一部記載が	その他税目担当が設定した送付先を参照できること、税目ごとに送付先 の管理ができること。	必成当なし
									Ιħ		ない機能があ る(右記)	の管理ができること。	②該当なし
									J市		①必要な機能 を網羅してい る		(黒字:必須)について 認識の通り。
									1 1	必須機能と考える。	①必要な機能 を網羅してい		送付先の設定を、納税通知書ごとに管理する必要があるか、それとも、個人ごとに最新の送付先のみを管理すれば良いのかを検討する必要があ
									K市		を網羅している		(予あり、(右配) 部分にこれ、一般のでは、100mので
1.2 具動情報を兼処理 1.2.1 申告情報管理 申告信報管理 申告信報管理 申告情報管理 申告情報管理 申告情報管理 申告情報管理 申告情報管理 申告情報管理 申告情報管理 申告申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申							(緑字:要検討)	■確認事項			①必要な機能を網羅してい		ONLINE L
除)ができること。							申告情報の管理運用を確認のう え、必要機能の定義を行う。	■確認事項 ①E市記載の「申告区分」につい て、パンチデータ取込用の管理 項目と認識しているが相違ない	Biff	確認事項 ①E市回答	を網羅している		②該当なし
								tr.	C市	①E市回答	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし
											6	「申告区分」について何を指しているかがよくわからない。	「申告区分」について何を指しているかがよくわからない。
									D市		⑤その他 (右	中告書左上の「中告医分」 (新規登録 (新車) や、移転など) のことならば必要だと思う。	()あり(右 記)
										①この申告区分は本人・家族・業者などの申請に来た方を入力			aL/
									E市	ツェッチョロカルチス 外級 米目やこの子師に不にガミスガ	①必要な機能を網羅している		②該当なし
									F市		①必要な機能 を網羅してい る		
									H市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし
									Ιħ		①必要な機能		②該当なし
									J市	☆ @ 個 日 ↓ ★ 5 ± ± ±	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし
									K市	必須項目と考えます。 確認事項記載の内容わかりませんでした。	①必要な機能 を網羅してい		(②該当なし
1.2.2. 新規車両登録 各種異動情報(原付等の登録、廃車							(里字・必須)				5		
1.2.2 初次半回返嫁 管性表別情報(流り等の返嫁、定半 申請及び確支局、経自動車検査協 会から送付される申告書等)に基づ き、新規登録ができること。							(黒字:必須) 申告に基づく異動処理を行う上 で基本的な機能であるため必須 と想定している。		B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし
さ、柳观宜珠ができること。							と思定している。		C市		①必要な機能を網羅してい		②該当なし
									D市		①必要な機能 を網羅してい る		(1) あり (右 登録内容に関しては、車両重量など不要な項目もあるため、必要な項目 のみに絞るべきだと考える。
									E市		①必悪な機能		
									F市		①必要な機能 を網羅してい る ①必要な機能		
									H市		を網羅してい		②該当なし
									Ιħ		る ①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし
									J市		る ①必要な機能 を網羅してい る		①あり(右 (黒字:必須) 認識の通り。
									K市	必須機能と考える。	る ①必要な機能 を網羅してい		②該当なし
1.2.3. 異動日を過去の日付に遡り新規登録 ができること。							(黒字:必須) 申告日と処理日が異なることは 想定されるため、必須機能と想 定している。		B市		る ①必要な機能 を網羅してい		
							定している。		C市		る ①必要な機能 を網羅してい		②該当なし
									D市		る ①必要な機能 を網羅してい		②該当なし
									E市		<u> </u>		
									F市		①必要な機能 を網羅してい		
									H市		る ①必要な機能 を網羅してい		②該当なし
									Iπ		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし
									J市		る ①必要な機能 を網羅してい		①あり(右 (黒字:必須)
									1 1	必須機能と考える。	る ①必要な機能 を網羅してい		記) abun 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
						l	1		,		3	1	

				選定地方団	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			標準化	具補検討		構成員からの回答 (2)たたき合で必要機能・項目が網羅されているか	(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見
機能名称	仕様書たたき台 業務フロー との対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体 (1)検討項目(論点案)への見解・回答	国等※ 選択式※ 詳細	回答※ 選択式※ 詳細
1. 2. 4.	複数の車両を一括で新規登録できること。							(緑字:要検討) 当該機能の連用場面について確 認を行う。	■確認事項 ①一括登録を行う状況につい て ・ 仲機関から提供された情報	Rafe 3	①必要な機能 を網羅してい ス	②胰当なし
									で、他機関から提供された情報 (申告パンチデータ・検査情報)をもとにつる機能を制定している る際に利用すると想定しているが、他に利用の想定されるケー	確認事項 (1)無	①必要な機能 を網羅してい る	②該当なし
									か、他に利用の想定されるケースはあるか。	■確認事項■ ①現状では他に利用の想定されるケースは考えられない。	①必要な機能 を網羅 る	②該当なし
										E市 目	①必要な機能 を網羅してい ス	②該当なし
										F市	①必要な機能 を網羅してい 。	
										H市 ①想定されない。	①必要な機能 を網羅してい 。	②該当なし
										「市」	①必要な機能 を網羅してい る	②該当なし
										■確認事項 ①自治体窓口で原付等の登録を行う際、個人や団体で複数台の登録を同 ③ 時に行う場合が考えられる。		当市では、使用頻度が少ない状況。 ①あり(右 記)
										K市	①必要な機能 を網羅してい エ	②該当なし
1.2.5. 車両変更登録	录 各種異動情報(原付等の登録、廃車申請及び陸運支局、軽自動車検査協会から送付される申告書等)に基づ							(黒字:必須) 申告に基づく異動処理を行う上 で基本的な機能であるため必須		B市 l	①必要な機能 を網羅してい る	②該当なし
	き変更登録ができること。							で基本的な機能であるため必須 と想定している。			①必要な機能 を網離してい る	②該当なし
										D市	②一部記載が 機能、或いは変更履歴を削除できる機能があると良い。 ない機能があ る(右記)	②酸当なし
										E市	①必要な機能	
										F市	の 受ける (根据 してい) の の の の あ の あ の あ の あ の の の の の の の の の の の の の	
										H市	ン か	②験当なし
										「市」	を網羅している	②該当なし
											①必要な機能 を網羅してい 	(1) あり (右 (黒字:必須) 認識の通り。
1. 2. 6.	異動日を過去の日付に遡り変更登録							(用令、次体)		1 1	①必要な機能 を網羅してい る 3 ①必要な機能	②該当なし
1. 2. 0.	共助口を拠去の口刊に 遊り 変更 登録 ができること。							(黒字:必須) 申告日と処理日が異なることは 想定されるため、必須機能と想 定している。		B市 l	①必要な機能 を制度してい う ①必要な機能	②胰当なし
								Ecc. S.		Cक्त वि	を網羅してい	②該当なし
										D市		②該当なし
										E市	① A 基本 1 基本 2	
											①必要な機能 を網框してい る ①必要な機能	
										肺	を網羅してい	②該当なし
										110	②一部記載が また、それに伴い納税通知書及び課税決定通知書が出力されること。 ない機能があ る (右記)	②該当なし
										清	①必要な機能 を網羅してい る	①あり(右 (黒字:必須) 記) (黒字:必須)
1. 2. 7.										必須機能と考える。 ()	①必要な機能 を網羅してい る ③ ①必要な機能	②該当なし
1. 2. 1.	名義人の変更登録時に同一ナンバー ブレートを引き継ぐか否か選択でき ること。							(黒字:必須) 名義人変更の際にナンバーブ レートを引き継ぐケースと変更 を行うケースがあるため、どち らにも対応できる形で定義し、 必須機能と措定している。		Brit 7	①必要な機能 るの ある	②該当なし
								を行うケースがあるため、どちらにも対応できる形で定義し、 必須機能と措定している。		C市	①必要な機能 を網羅してい る ①必要な機能	②該当なし
										Drift C	①必要な機能を網羅してい る	②該当なし
										E市	①必要な機能 を網羅してい	
											る ①必要な機能	
										H市	を網羅してい る ①必要な機能 を網羅してい	②胰当なし
											る ①必要な機能	② 該当なし (黒字:必須)
										J市	を網羅してい ①必要な機能 を網羅してい	(馬宇: 必須) 記) (お 認識の通り。
										K市 2	を網羅している	②該当なし

					還定地方団体	1.機能要件			標準化	建模計				構成員からの回答		
棚1	B名称	集務フロー との対応	B市	C市	D市	E市	H市	Ιħ	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目 (論点家) への見解・回答	同体火	(2) たたき合で必要機能・項目が網撮されているか		他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見
1, 2, 8,									(級字:要検討)	■検計事項		■検討事項	回答※ 選択式※ ①必要な機能	幹無	回答※ 選択式※	詳細
		<u>複数の車面について、一括で名義人</u> <u>を変更できること。</u>							(緑字:要検討) 当該機能は法人合併や分割・法 人宛名の統合を想定している。 自治体間で運用上の必要性に差	①当該機能については、利用頻 度の差は考えられるが一般的な 運用とはまず、標準仕様として	B市	①問題な し 検計事項	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
									国治体间で進用工の必要性にを 異があると考えられるが、一般 的に想定される運用であれば標 準仕様として定義する。	連用と使えて、標準は様として 定義することに問題はないか。	r=	保的事項 ①問題ない 値認事項 ①無	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
									準仕様として定義する。		Gη	①無 	る物種してい		②該当なし	
												■検討事項■ ①ディーラーの大量申請の入力に追われる日々なので、この機能はぜひ 標準仕様としてもらいたい。	⑤その他 (左	一括名義変更後、その車両を一括で廃車するか選べると良い。ディーラーによる中古車買い取り→ディーラーへの名義変更→同日廃車	:	
											D市			のパターンがかなりあるため。	②該当なし	
											E市	①問題ないと思う当市の場合滞納整理機構より毎月データが届きそれを 一括処理しているため	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
												■検討事項 明時か!	- శ్			
											\vdash	問題なし ■検討事項				
											H市	■検討事項 (お見込みのとおり法人合併等が発生した際の使用が想定されるため頻 度は少ないが必要な仕様と思われる。	①必要な機能 を網羅してい z		②該当なし	
											市	問題無し	①必要な機能		@ 5 th do 1	
												■検討事項	を網羅している ①必要な機能		②該当なし	
												①問題なし。	を網羅してい る		②該当なし	
											K市	問題ない。	①必要な機能 を網羅してい る		①あり(右 知理できる 記)	申告は法人のみならず個人ディーラーやその他個人でも一括 ことが望ましい。
1. 2. 9.		複数車両の定置場を一括で変更でき ること。							(青字:オプション) 自治体で当該要求が見受けられ	■検計事項 ①オプション機能として問題な		■検計事項 ①問題なし ■確認事項				
									ないが、想定される利用頻度等 を確認し、オプションとして問	いか ■確認事項	B市	■確認事項 ①なし	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
									E-9-0-10-18-01 C 11 7	■ 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		检 計畫項				
										①当級機能の利用場面として検 数車両保持者が駐車場を変更す るなど限られたケースを教定し ているが、他に当該機能の必要 性が高いと思われるものはある	C市	検計事項 ①問題ない 確認事項 ①無	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
										tr.	"	⊘m	8			
												■検討事項■ ①名義とも元う定置場も同様に変更されるケースが大半のため、				
											l I	一括での名義人変更を標準仕様とするならば、こちらも標準仕様とすべきであると考える。	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
												■確認事項■ ①ディーラーが中古車買い取り→ディーラーに名義変更(→同日廃車) のパターンが当市ではかなりあるため、必要性が高い。	を制権している		②酸当なし	
												のパケーンから同じにはかなりのもため、必要はか高い。				
												①必須と考えているなぜなら当市の場合滞納整理機構より毎月データが 届きそれを一括処理しているため	①必要な機能 を網羅してい			
											E市		を網羅している		②該当なし	
												■確認事項 区画整理等で住居表示が変更された場合	0			
											F市	EMERIC CLASSIC SECTIONS	①必要な機能 を網羅してい る			
												■検計事項				
											1 1	①オプション機能として問題ない。 ■確認事項	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
											,	■唯必サリ ①連用上複数車両を一括で定置場変更をする事例は発生したことがな い。	3		@BX=14 C	
												 検討事項 特に問題無し。				
											I市	確認事項 物に無し。	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
															米末の頂き	7 二 不は一の極軟が大力 かいが、丁却ながかいより、本
												■検討事項 ①問題なし。	①必要な機能 を網羅してい		ブション機	ステムではこの機能が存在しないが、不都合がないため、オー 作でよいと考える。
											Эm	■確認事項 ①なし。	を網維している		①あり(右記)	
												■検討事項 ①当市では定置場は入力していないため、オブション機能で問題ない。	①必要な機能			
											K市	■確認事項 ①特になし。	を網羅してい る		②該当なし	
1. 2. 10.	廃車登録	各種異動情報 (原付等の登録、廃車 申請及び陸運支局、軽自動車検査協 会から送付される申告書等) に基づ							(黒字:必須) 申告に基づく異動処理を行う上 で基本的な機能であるため必須		B市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
		会から送付される申告書等)に基づき、廃車登録ができること。							で基本的な機能であるため必須 と想定している。		C市		る ①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
													る の一部記載が	申立書等による廃車の場合、盗難届の受理番号や盗難届を受理した警察 署名、受理日など、廃車に至るまでの経緯を特記事項として記録できる ようにしてもらいたい。		
											D市		る(右記)	とうにしてもらいたい。	②該当なし	
											E市					
											F市		A 1-1			
											H市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
											I市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
											J市		①必要な機能 を網羅してい		①あり(右 (黒字:必)記)	頁) について
											1 1	必須機能と考える。	る ①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
1. 2. 11.		異動日を過去の日付に遡り廃車登録							(黒字:必須)		B市		る ①必要な機能		②該当なし	
		ができること。							(黒字:必須) 申告日と処理日が異なることは 想定されるため、必須機能とし ている。		\vdash		を網羅してい る ①必要な機能			
											C市		を網羅してい		②該当なし	
											D市		⑤その他 (右 記)	職権による廃車や、遡って廃車する場合などに、申告のあった日と処理 日を別で入力できると、いつの時点で遡ったかわかって良いと思われ る。	②該当なし	
											210		(5番			
											E市					
											F市		①必要な機能			
											H市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
											I市		②一部記載がない機能があ	遡って登録した日付によっては、随時の課税取り消しが発生すること。 また、それに伴い課税取消通知書が出力されること。	②該当なし	
													る (右記)			E) 10 0 10 0
											J市		①必要な機能 を網羅してい る		①あり(右 (黒字:必) 記)	貝) について
											K市	必須機能と考える。	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
								l	1			i .	6	1	1 1	

		- 1		選定地方団体_機	能要件			標準化化	補検討				構成員からの回答		
機能名称	仕様書たたき台	業務フロー との対応	Brits Crits	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1)検討項目(論点案)への見帰・回答		(2) たたき合で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見
188 H2 T7	Lar. Ce	との対応	orp orp	DID.	СП	nip			例的項目 (個風水)	DI PA	(1) 例前项目(商品采/) 以无济·回官	回答※ 選択式※	詳報	回答※ 選択式※	詳細
1. 2. 12.	複数の車輌を一括で廃車できるこ と。							(緑字:要検討) 複数車両を所有する個人・法人 の数など自治体により要件の重	■検計事項 ①当該機能を必須とすべきかど うか	B市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
								亜州に羊型がちると田われる	,,,,		検討事項 ①必須とすべき。(職権で一括廃車するケースがあるため)	①必悪な機能			
								が、必要性を確認のため必須機能とするかオプション機能とするか利断を行う。		C市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
											■検討事項■	@ N.T.L. 18.10			
										D市	□ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	①必要な機能を網羅してい		②該当なし	
											①必須と考えているなぜなら当市の場合滞納整理機構より毎月データが 届きそれを一括処理しているため	①必要な機能			
										E市		を網羅している		②該当なし	
										_	■検討事項				
										F市	国状該当する処理は皆無なので特段必要性を感じられない。 現状該当する処理は皆無なので特段必要性を感じられない。				
										Н市	■検討事項 ①本市では業務上利用することがあるため、必須としたい。	①必要な機能を網羅してい		②該当なし	
										Ιħ	必須である。	<u>る</u> ①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
										-	■検討事項	న			
										J市	□当市の場合、市長会事務局から転出車両データが毎月届き、一括廃車 処理(月100件程度)を行っているため、必須機能と考える。	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
											「複数の車面を一括で」というのが、例えば1/1~1/31までの所管車面	①必要な機能		0.511.75	現在の認識では必要であると考える。
1. 2. 13.								(T+ NT)		K市	「複数の車両を一括で」というのが、例えば1/1~1/31までの所管車両 の廃車情報を、システムに一括反映させるという定義であれば必須機能 であると考える。			10あり(石記)	
1. 2. 13.	同日付の新規登録・廃車登録が可能 であること。							(黒字:必須) ケースは少ないが業務上想定は されるため、必須機能と想定し		B市		①必要な機能を網羅してい	1	②該当なし	
								ている。		C市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
										D市		る ①必要な機能 を網羅してい		①あり(右	ディーラーによる名義変更後の同日廃車はかなりよくある。
										E市		వ		ăd)	
										F市		①必要な機能を網羅してい			
												<u>る</u> ①必要な機能	<u> </u>		
										H市		を網羅している		②該当なし	
										I市		1 ①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
										J市		①必要な機能を網羅してい		①あり(右)記)	(黒字:必須)について 認識の通り。
											実際に対応が必要な事例が発生するため、必須機能と考える。	る ①必要な機能 を網羅してい			
1 2 14 由生業 - 4 刑	R 申告書パンチデータを一括取込でき	E .						(事字・ナゴション)		K市		る		②該当なし	
込 込	ること。 助込結果を確認、修正し、台帳情報							(青字:オプション) 申告書パンチ委託の実施有無に より自治体間で要否が分かれる		B市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
	の更新、調定ができること。							と推定されるため、オプション 機能と想定している。		C市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
												- 0	令和5年に軽自動車の電子申告が全国一斉に始まるよう、軽自動車税関 係手続きのシステム化が動き出している。その中では、電子申告された データをシステムを経由して自治体に送る仕組みとなるようである。	l l:	経自動車税関係手続きのシステム化と、税務システムの標準化は共同で 進めていかなければ、同様の仕様を両方で作ることになるということも
												⑤その他 (キ	データをシステムを経由して自治体に送る仕組みとなるようである。 現状は、市町村ごとにデータの入力方法は違うと思うが、今後おそらく 電子データの取り込みは必須要件となってくると思われるため、様準仕		あり得るのではないかと思う。そうなった場合、自治体には費用面でも 事務処理でも無駄ができるのではないかと懸念している。
										D市		(5)	様とすべきではないかと考える。	(58	
										E市					
										F市				①あり(右	令和5年1月開始予定のOSS対応は全国同一内容の改修であるのでオプ ションとせず必須としていただきたい。
										1111				(58	
										H市		①必要な機能を網羅してい		②該当なし	
												<u>る</u> ⑤その他 (左	パンチデータにJ-LISから取り込むテータは含まれるのか。 もし含まない場合は追記が必要か。 (1.3にJ-LIS連携の項目があるため 不要か?)	①あり (右	そもそもパンチデータとはどういったものを想定しているのか。
										I市		(58		107	
										1#		①必要な機能	当市の場合、市長会事務局から申告書の電子データ (新規・廃車・変 更) を毎月送付してもらい、電子データはシステムへ一括で取り込んで いるが、処理件数が多い (毎月約1,000件前後) ため、この機能は必須	①あり(右	電子データの取込項目の統一が必要になってくるのでは(現在、データ) の取込項目は各自治体で様々であるため、そのままの状態では取り込み
										Jith		6	と考えている。	,	
										K市	当市ではパンチ委託は行っておらず、オプション機能と考える	⑤その他 (右 記)	必要となる自治体の意見による	①あり(右)記)	J-LISデータの取り込みができれば問題ないと考える。
1. 2. 15.	申告書パンチデータ取込結果につい て以下のリストを出力できること。	1						(青字:オプション) 申告書パンチ委託の実施有無に		B市		①必要な機能を網羅してい		②該当なし	
	【出力対象リスト】							より目冶体間で要合か分かれる と推定されるため、オプション		-		<u>る</u> ①必要な機能	1		
	取込済みリスト 取込エラーリスト 異動リスト							機能と想定している。		C市		を網羅している		②該当なし	経自動車税関係手続きのシステム化と、税務システムの標準化は共同で
	SEAD 7 A T												令和5年に軽自動車の電子申告が全国一斉に始まるよう、軽自動車税関係手続きのシステム化が動き出している。その中では、電子申告されたデータをシステムを経由して自治体に送る仕組みとなるようである。		進めていかなければ、同様の仕様を両方で作ることになるということも あり得るのではないかと思う。そうなった場合、自治体には費用面でも 事務処理でも無駄ができるのではないかと懸念している。
										D市		⑤その他 (右 記)	現状は、市町村ごとにデータの入力方法は違うと思うが、今後おそらく 電子データの取り込みは必須要件となってくると思われるため、1.2.14 と同様に標準仕様とすべきではないかと考える。	②該当なし	事務処理でも無駄ができるのではないかと懸念している。
										E市					
										F市		①必要な機能を網羅してい		②該当なし	
										H市		<u>る</u> ①必要な機能		②該当なし	
												を網羅している ①必要な機能	:		
										I市		を網羅してい		②該当なし	
										J市			取込結果に対するエラー修正が必ず必要になるため、この機能は必須と 考えている。		
										K市	当市ではパンチ委託は行っておらず、オプション機能と考える	⑤その他 (右	必要となる自治体の意見による		J-LISデータの取り込みができれば問題ないと考える。
										r/m		(58	1	(58	

														Market I. A. a. make		
		AT			選定地方団 (4_機能要件			標準化物					構成員からの回答 (2)たたき合で必要機能・項目が網羅されているか	(3)	その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見
機能名	帯	仕様書たたき合 業務フロー との対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1)検討項目(論点案)への見無・回答	回答※ 選択式※	詳細	回答※ 選択式※	詳細
1. 2. 16.	申告書イメー ジ管理	<u>申告書のイメージデータを管理できること。</u>							(緑字:要検討) 申告書のデータ管理は、紙管理 をなくし保管場所等の問題を解	■検討事項 ①申告書のデータ管理を必須機	B市		①必要な機能を網羅してい		②該当なし	
												検討事項 ①現在データ管理はしていないが、あると良い	న			
									ため、あるべき運用の方針とし て必須機能とするか、オプション機能とするか検討を行う。	えられるか。	C市	①現在データ管理はしていないが、あると良い ②申告書の文字が不鮮明で読み取れない場合がある	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
												■検討事項■	•		由生命	保管年数について、WTで検討したい。当市ではデータ化しての
												■保計事項■ ()保管場所に限りがあるため、必須機能とすべき。 (2申告書のイメージデータ化する処理はおそらくスキャナーなどでの読 み込みになると思われるが、その処理や、データ化した申告書の確認 (文字の読み取りがきちんとできるか) に時間がとられる。 (現状当市			東西書き 永年保存 媒体のi	「味音牛製に かい、 「「快報」したい。 当中にはアーツルしてい を行っていたが、 データ化にかなり時間を要することや、記録 旧年数が10年程度であること、その都度新しい記録媒体を購入 タを移行・移行されたデータの確認を行わなければならないこ
											0.112	ではその作業を行っているが、かなり時間を取られている。)	①必要な機能 を網羅してい		(1)あり(右 とから、 記) 年保存	今後受け付ける甲告書については、データ化はせず紙媒体で10 ることとした。他の自治体ではどのようにしているのか教えて
												予算が心配。	্ ত		いただ	たい。
												①必須と考えているが、軽自動車は申告書のデータ管理しているが	②一部記載が	原付は紙管理		
											E市	原付については紙管理	ない機能があ る(右記)		②該当なし	
											F市	■検討事項				
												■検討事項 ①本市では別のサブシステムを利用し、データ管理を行っている。 申告書の保管場所問題や、問い合わせの際に申告書のデータを素早く読 み出すことが実務上必要であるため必須機能としたい。	①必要な機能			
											H市	か出りことが未将上必要であるにめ必須帳能としたい。 ②申告書のデータと課税台帳の対象車両が間違いがないように管理をす る必要がある。	を網羅している		②該当なし	
												①必須である。				
											Ιħ	②イメージデータをどのように運用することを想定しているかが明確に ならないと、懸念事項について設定できない。 国税連携のように、軽自動車検査協会やからTIFF等で申告書のイメージ データが自治体に送付されるような運用を想定しているのか。			@@#.W.#s.1	
											110	データが自治体に送付されるような運用を想定しているのか。			②該当なし	
												■検討事項 ①認識の通り、申告書の保管場所の確保の問題の解消に有効である。ま		具体的にどの様な方法で申告書をデータ化するのか不明。	当市の	システムではこの機能が存在しないが、申告書をスキャナで取 システムへ登録できるよう検討中 (車両照会画面からイメージ
											J市	○	⑤その他 (右 記)		①あり(右 データ)	が (
												■於到東西				
												■ 1957年 「必須機能とすべきであると考える。紙管理をなくすペーパーレスの観点からも、実務の中で申告書を探す時間も削減できる業務改善の観点からも有効である。搭載されない場合は、別途、当市独自での導入を検討	① 次票 4 機能			
											Кф	することになる。 ②特に懸案事項はないと考える。スキャンの機器や操作方法など、各税	を網羅している		②該当なし	
												目で共通の方法で管理できることが望ましい。				
1. 2. 17.	チェック	◇重複チェック 新規登録及び変更登録の際に、以下 の項目に対し台帳情報と重複チェッ							課税漏れを防ぐために有用な チェックであると考えられるた	■確認事項 ①「車両番号(標識番号)」 「車台番号」以外に実装が望ま	B市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
		ク機能ができること。							(経字·亜捻計)	しいチェック項目はあるか。	C市	確認事項 ①有	②一部記載が ない機能があ る (右記)	資料番号 (受付番号)	②該当なし	
		<u>車面番号(標識番号)</u> 車台番号							本来ユニークであるはずの番号 を重複登録することによる課税 対象の把握漏れを防ぐ意図の機		D市	■確認事項■ ①特に思いつかない。	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
									能だが、重複チェックを行う対象項目について、要件記載のも ので問題ないか検討を行う。		E市	①認識の通り特にほかにはチェック項目はなしと考える	る ①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
									O CINAL OF MANUELLY			■確認事項 た!	3			
												■確認事項	①必要な機能			
												①車両番号と車台番号の2つで問題はないと思われる。 特に無し。	①必要な機能を網羅している		②該当なし	
											Ιħ		①必要な機能を網羅している		②該当なし	N.G. Industrial
											J市	■確認事項 ①なし。	①必要な機能 を網羅してい る		Uのり (1 認識のi	必須) について
												特になし。	①必要な機能		1.1.15- れるたる	も挙げている通り、同一ナンバーブレートでの再転入も想定さ 強い入力制限(入力ができない)よりはエラーメッセージを表 ペルのシステム制御が有効であると考える。
											K市		を網羅している		(1)あり(右)	
1. 2. 18.		◇登録日付の整合チェック							(緑字:要検討)		B市		①必要な機能			
		異動時の取得日と廃車日について、 整合性のエラーチェックができるこ と。							「ボナ:安侯时」 データの整合性を保つために有 用なチェックであると考えられ るが、要件に記載している自治		-		を網羅している		@####	
									体は少ないため要否について検 討を行う。		C市		を網羅している	取得日以前の日付での廃車や、前回の異動処理日以前の日付での登録	②該当なし	
											D市		⑤その他 (右 記)	取得日以前の日刊での廃事や、前回の共動処理日以前の日刊での登録 容の変更時には、エラーメッセージが出ることが望ましい。	②該当なし	
											E市					
													①必要な機能 を網羅してい		@####	
											F市		<u>১</u>		②該当なし 機能要f	に記載はないが基本的なエラーチェックの内容と思われるため
											H市		①必要な機能 を網羅してい る		①あり (右 記)	て問題ないと思われる。
											市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
											J市		る ①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
												必須機能と考える。	る ①必要な機能			
											K市		を網羅している		②該当なし	

					遺定地方団	体_機能要件			標準化	操補検討				構成員からの回答		
		987D-												(2) たたき合で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき合」「考え方・根拠」への意見
機能名称	仕様書たたき台	業務フロー との対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1)検討項目(論点案)への見解・回答	回答※ 選択式※	詳報	回答※	詳細
1. 2. 19.	◇未入カチェック 新規登録、変更登録時に必須項目の								(黒字:必須) 連切な発経が行われるために方	■検討事項 ①入力必須項目について現在要	Date:		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
	未入力エラーチェックができるこ と。								用なチェックであると考えられ るため必須機能と想定してい	件に記載されているものに追加 する必要けあるか、またけ 刊		検討事項	を桐種してい	於叶東西	を放当なし	
	【対象項目】								る。	在の記載で不要なものはある か。		①有		①廃車登録時にも未入力エラーチェックができること。 ・資料素号(奈付素号)		
	車台情報 (1.1.1.) の全対象項目 所有者 所有権留保の売主								(緑字:要検討) 未入力チェック対象の必須項目	②「型式認定番号」のように原 付独自で必要なチェック項目は	C市		ない機能があ	5 - 廃車年月日 5 - 標識返納の有無		
	<u>所有権留保の売主</u> <u>課税区分</u>								については、自治体間で共通認 識を持つ必要がある。	あるか。			る (右記)	・弁償金の有無		
												■検計事項■		特になし。		
												①以下は必須項目ではないと考える。 ・型式番号				
												・年式 (原付等車検の無い車両のみ必須でない) ・車名				
											١	- 型式認定番号 - 形状 - 初度検査月 (月のみ必須ではない)	⑤その他 (右			
											D市	・ 前接検査月 (月のみ必須ではない) - 車検年月日 - 特記事項	(58		②該当なし	
												・所有権留保の売り主 (所有者であるためわかる)				
												②特に思いつかない。				
												①追加は必要ないと思う	①必要な機能	±		
											E市	②特に必要ない	を網羅している		②該当なし	
											F市		①必要な機能 を網羅してい			
												■検計事項	\$	■必須項目として不要な項目がある。		
												①入力必須項目として不要なものは以下のとおりと考えている。 軽自管理番号 燃料の種類 メーカー 型式 型式番号		(検討項目の見解回答に記載のとおり)		
											H市	年式 操気区分 原動機の型式 型式認定番号 形状 用途 車検年月日 所有形態区分 特記事項 所有権留保の売主	③一部不要な	:	@ ## xl/ #x 1	
												②原付独自の項目はない。	機能がある (右記)		②該当なし	
												①1.1.1に記載の全項目について、未入力時にエラーチェックがでると		エラーが出たものについて、該当箇所を入力せずとも登録が完了できる	,	
												煩雑なため、標識番号、車名、車台番号、排気量、課税区分のみでよい と考える。	ない機能があ	。 こと。	②該当なし	
												②特に無し。 ■検討事項	る (右記)			(黒字:必須) について
											J市	(ntr)	①必要な機能を網羅してい		①あり (右 記)	認識の通り。
												①所有権留保の売り主、燃料の種類、型式番号原動機の型式、形状、用	হ	検討項目回答事項のとおり		 車両によっては型式登録がないものなどは多く存在するので、未入力に
												途、車検年月日は不要であると考える。そのほかにも車体番号、排気量 のみ当市では必須項目としておりそのほかは課料に関係のない事項にな	@ #F##			対してシステム制御をするのでは実情に合わないことが起こりえると考 える。
											K市	るので未入力のエラーチェック機能は不要だと考える。 ②型式認定番号は登録の際に適正な保安基準等を安易に確認するための ものであるため、主に農耕機器や作業用機器の際は提示を求めるがその	機能がある		①あり(右 記)	
												ものであるため、主に展析機器や17米州機器の際は堤ボを木めるかての ほかの際は求めていない。特に原付独自のチェック項目はないと考え ス	(40 86)			
1. 2. 20.	◇入力値チェック								(黒字:必須)	■検討事項	_	₩.	①必要な機能	<u> </u>		
	車種別に対象項目の入力可能値を設 定し、新規登録、変更登録時に整合								用なチェックであると考えられ	①車種に応じて入力可能値があ る項目は要件記載のもの以外に	B市		を網羅している		②該当なし	
	性のエラーチェックができること。 【対象項目】								るため必須機能と想定してい る。	想定されるか。 ②原付独自で入力値チェックが 必要な項目はあるか。	C#	検討事項 ①有 ②無	②一部記載が ない機能があ	(①排気量単位	②該当なし	
	<u> </u>								(緑字:要検討) 対象項目については、自治体間	必要な発音はあるか。	Oil)	<i>⊌</i> #	る (右記)		EM34C	
									で共通認識を持つ必要がある。		١	■検討事項■ ①特に思いつかない。	①必要な機能	i i		
											D市	②特に思いつかない。	を網羅している		②該当なし	
												①必要と考えている現在も車両番号と排気量のチェックをしている。 軽自動車の車両番号で貨物と乗用のチェックをしている	①必要な機能	1		
											E市	②原付については他のチェックは、必要ないと思う。	を網羅している		②該当なし	
											Fits					
												■検討事項 ①要件以外の項目はない。	①必要な機能	1		
											H市	②原付独自の必須項目はない。	を網羅している		②該当なし	
											I#	①特に無し。 ②特に無し。	①必要な機能 を網羅してい	3	②該当なし	
												- A14-4	వ			(黒字:必須)について
											J市	①なし。 ②なし。	①必要な機能を網羅してい		①あり(右記)	認識の通り。
												■検討事項	5 			
											K市	①特になし。 ②特になし。	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
1.2.21. その他登録	事 課税区分の設定内容について、所有 形態との整合性チェックができるこ							+	(緑字:要検討) 課税区分の設定内容について、	■検討事項 ①課税区分と所有形態の整合性		■検討事項 ①所有権留保は使用者課税、リース者は所有者課税	①必要な機能	<u> </u>		
項のエラ・ チェック	- <u> 形態との発合性チェックができるこ</u> <u> と。</u>								課税区分の設定内容について、 課税誤りを防止する観点で必要 なチェック機能の整理を行う。	①課税区分と所有形態の整合性 チェックについて、業務上どの ようなキーで確認を行う必要が			を網羅している	`	②該当なし	
	【対象項目 (課税区分-所有形 能)】								なデエック機能の登珪を行う。	あるか.	c=	検討事項 ①②当市では使用なし	①必要な機能 を網羅してい	·	②該当なし	
	官公署課税-公用車									②課税区分の設定誤りを防止するうえで必要なチェックとして 以下のものを考えているが、他		■検討事項■ ①官公署車両や、地方税法及び地方税条例で非課税となっている所有者	<u> </u>	減免について、減免申請書の内容を入力することで減免の要件を満たす かをチェックでき、それにより課税区分との整合性チェックができると 尚良いのではないかと考える。		
										にどのようなチェック機能が必要と想定されるか。 a) 課税区分一形状:減免対象と		の車両が非課税になっているかどうか。 ②				
										a) 課税区分-形状:減免対象と なるものがあると想定 b) 課税区分-用途:減免対象と	と D市	・課税区分と初度検査年月を突合して軽課及び重課の判定を行う。	5)その他(石	商品車を課税保留とするのは譲りだと思う。	②該当なし	
										なるものがあると想定 c) 理報区公-所有表・NPOは A						
										が所有する車両は減免となる自治体があると認識		必要と考えているが、具体的にはわからない	①必要な機能	8	②該当なし	
											-	女女に ちんしい 切が、 条件的にはわがらない	を網羅している ①必要な機能		を放当なし	
											F市		を網羅してい	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
												■検討事項 ①所有形態によるチェックは行っていない。		減免入力をする際のチェック機能としては、車両区分で判断するより も、障害者手帳の確認を行っている。構造減免の場合も車検証を確認す	-	
											H市	②特に想定されない。	④たたき台の 機能は不要	減免入力をする際のチェック機能としては、車両区分で判断するより も、障害者手帳の解談を行っている、構造減免の場合も車検証を確認す るため、申請の受けの投資で可否を判断するためシステム入力の投贈で エラーチェックをする必要はないと考えている。	②該当なし	
													(右記)			
											-	①特に無し。	①必要な機能	<u> </u>	000	
												②特に無し。 ■ +	を網羅している	1	②該当なし	以古では、配古形態 LS開発的 ハーのかんせつ
											J市		①必要な機能 を網羅してい		①あり(右記)	
												①課税区分と所有形態(官公署所有)が妥当である。 ②特になし。当市では滅免申請により使用用途などを確認したうえで、	①必要な機能	3	(1) de 11 /d-	当市では課税区分と所有形態の整合性チェックは行っていないが、課税 ミスを防止する観点から当該機能があれば有効であると考える。
											K市	減免処理を行っているため、整合性のチェックは不要だと考える。	を網羅している	1	①あり(右記)	
																1

				還定地方団	本_機能要件			福準化	快補検討				構成員からの回答		
	生体者 たたき台 業務フロー との対応					11-2-				団体			(2) たたき合で必要機能・項目が網羅されているか	(3) その他、「	「たたき台」「考え方・根拠」への意見
機能名称	仕様書たたき合 系数フロー との対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	四体	(1)検討項目(論点案)への見解・回答	回答※ 選択式※	詳細	回答※ 選択式※	詳細
	検査情報市区町村提供システム) 連携 取込							(黒字:必須)	■検計事項 ①検査情報の運用について、以	B市		①必要な機能 を網羅してし		②該当なし	
, M. 1	めること。							システムからのデータ取込は、 申告内容の適否確認を行う上で	下のパターンを想定している。 検査情報は、申告書の補完情報			を網羅している ①必要な機能を網羅してい		②該当なし	
	※軽自動車検査情報市区町村提供システムからダウンロードするCSVファイルをそのまま基幹システムに							音矩的な手法であり、未務上め 要性が高いと考えているため、 必須機能として想定している。	という位置づけを踏まえるとaの やり方が望ましいと考えられる が、業務上の懸念事項を確認の		■検討事項■	న	カルウェンコーリンス・ナーフルウェルのマ・フーリン開入がより。	1 1	入については、自治体ごとに契約している状況だが、 全自治体で導入するということだろうか。
	取り込めること							(緑字:要検討) 一部自治体では全国軽自動車協	上標準運用を定義し、当該運用 をもとに機能要件の定義を行い たい。	υm	■検討事項■ ①J-LISの検査情報では、納税義務者の情報が無いため、aのやり方が望 ましい。	⑤その他 (右 記)		(1)あり (右 このシステム化で:	£日沼体で得入するということにつうか。
								るケースがあると認識している が、他に併記する必要がある団	(またはパンチデータ取込後) に当該情報と突合させて、申告	E市	必要と考えている現在も使用している	①必要な機能 を網羅してし	i .	②該当なし	
								体ないか確認を行う。	内容の確認を行う b)検査情報をシステムに取込 み、結果を申告書と突合させて	Fift	■検計事項				
									申告内容の確認を行う		①本市では、b)の運用で入力をしている。A)のように最終的にはデータ				
										H市	上の尖管のはフか人の目(中古書と父音)6よりも止催性はよこかると考えられるが、現状、システム上の宛名と検査情報上の登録名が一致しないということが発生している。 分字、外国人の通称名、直近での住所展勤等検査情報と宛名が一致しないことが考えられるが、システム上問題なく突合が可能であるのか。	①必要な機能 を網羅している		②該当なし	
										I市	b)の運用が望ましい。現状はJ-LISデータをシステムに取り込むことができないため、a)の運用を行っているが、業務負担軽減の観点で考えると望ましいのはb)である。	ない機能かる	登録台数の膨大な納税義務者 (大手の中古車販売業者等) について、複 数台を一括で登録できること。	②該当なし	
											■検計事項	る (右記)		(緑字:要検討)[について
										J市	■検討手場 ①当市ではaパターンの運用で行っており、こちらのやり方が望ましい が、bパターンで運用している自治体を踏まえ、どちらの場合でも処理 が行える機能が必要と考える。	①必要な機能 を網羅してし		全国軽自動車協会 (1あり(右 いては、当市では 記)	連合会以外の団体から検査情報を購入するケースにつ 把握していないため不明。
											■検討事項	8			
											①必須機能と考える。運用についてはb)が望ましいと考える。検査情報 に含まれないデータ (申告書にしかない情報) として、納税義務者情報	①必要な機能	3		
										K市	が挙げられる。そのため、納税義務者以外のJ-LISデータをシステムに 取り込み、申告書と突合しながら納税義務者情報を入力する運用が妥当 であると考える。	を網羅している		②該当なし	
1. 3. 2.	J-LISまたは全国軽自動車協会連合 金からの軽自動車検査情報を取り込							(黒字:必須) 当該機能の記載粒度で要件を記		n+		①必要な機能 を網羅してい	<u> </u>	@@#.W.#s.1	
	む際に、重課・軽課対象車両情報 (課税計算に必要な項目も含む)を							述している自治体は少ないが、 課税に必要な情報を把握するた		B市		を網難している。	15日171.6 数額度八年級組み延延がみ上巻まび入事をもて	②該当なし	
	取り込めること。							め、必須機能として想定してい る。		C市		ない機能があ る(右記)			
										D市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
										E市 F市					
										H市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
										I ft		①必要な機能 を網羅してし		②該当なし	
										J市		①必要な機能 を網羅してい		①あり(右 (黒字:必須)に	ついて
										Kith	必須機能と考える。	①必要な機能 を網羅してし		②該当なし	
1. 3. 3.	取込済みまたは取込エラーとなった 車両情報をリストで出力できるこ							(黒字:必須) 当該機能の記載粒度で要件を記		B市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
	と。 また取り込んだ検査情報を任意に修							述している自治体は少ないが、 取込結果の確認及び修正のため		C市		の必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
	正できること。							必要な機能と考えている。		Olli		を桐種している	全国軽自動車協会連合会から検査情報を購入している自治体の話による と、取り込みエラーはかなり多く、修正は必須だと聞いているので、エ		
										D市		⑤その他 (名 記)	ラーリストで出力されることは必須であると考える。	②該当なし	
										E市					
										F市					
										H市		①必要な機能 を網羅してい る	`	②該当なし	
										I市		①必要な機能を網羅している。		②該当なし	
										J市		①必要な機能 を網羅してい る		①あり(右 (黒字:必須)に・ 認識の通り。	ついて
										K市	必須機能と考える。	①必要な機能 を網羅してい る	`	②該当なし	
1.3.4. 対象車両 処理	マッチングし、対象車両の特定がで							(黒字:必須) 当該機能の記載粒度で要件を記述している自治体は少ないが、	■検討事項 ①左記に記載のものは基本的に 固有の値のため、台帳上の車両	B市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
	きること。							検査情報を台帳側に反映させる	を正確に特定することが可能と 考えているが、左記の値でマッ チングを行った際に誤った車両	c=	検討事項 ①可能性はある。	②一部記載がない機能があ	₹ 車種	②該当なし	
	<u>車台番号</u> 車両番号(標識番号)							(緑字:要検討) マッチング対象項目について、	が特定される可能性は想定され るか。		■検討事項■ ①入力ミスなどで、無いとは言い切れないと思うが、確率はかなり低い	る (右記) ①必要な機能 を網羅してし	1	@@#.W.#>.I	
								業務上必要性が高い項目を定義 する。		D市	と思う。 ①検査情報取り込エラーリストでエラーと認識されるので問題ないと思	る		②該当なし	
										E市	われる	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
										F市	■検討事項				
										H市	■候が予切 (東台番号と標識番号の組み合わせであれば重複する可能性はないと考 えられる。	①必要な機能を網羅している		②該当なし	
										Ιħ	無い	①必要な機能を網羅してし		②該当なし	
											■検討事項 ①車合番号と車両番号で突合するため、誤った車両が特定されることは	<u>5</u>		(黒字:必須) 認識の通り。	
										J市	ないと考えられる。	①必要な機能 を網羅してい	e e	(緑字:要検討) ①あり(右 当市の場合、検査性	情報とシステムデータを突合する際に車台番号と標識
										Jiji		る物種してい		記) 番号の2項目を設定 と考えられる。	Eしている。処理上問題がないため、この項目でよい
											想定されないと考える。	①必要な機能			
										K市		①必要な機能を網羅している。	1	②該当なし	

						過定地方回	体_機能要件			標準化	候補検討				構成員からの回答	_	
	機能名称	仕様書たたき台	業務フロー との対応	B市	C市	D市	Ε π	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1)検討項目(論点案)への見解・回答	回答※	(2) たたき合で必要機能・項目が網羅されているか 詳細	回答※	(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見 詳細
1	1.3.5.	対象車両の特定ができなかったアン	<u>></u>			I				(緑字:要検討) マッチングエラー分の対応を行	■検討事項			選択式※ ①必要な機能 を網羅してい			er m
		マッチ分の車両(検査情報または) 帳情報の片方にのみ記載があるもの)について、該当する車両情報	台							うために必要な機能と考えてい	②求める機能として要件の通り	B市	land-	を網羅している	2	該当なし	
		の)について、該当する単向情報で 抽出しリスト出力できること。	<u>*</u>							るが、当該機能の記載粒度で要件を記述している自治体は少ないため、どのような機能が望ましいか検討対象とする。	で問題ないか。	C市	検計事項 (①必須である。(課税資料の記載誤りや回送漏れ等が必ずあるため) (②問題ない	①必要な機能 を網羅してい る	28	該当なし	
												D市	■検計事項■ ①必須機能だと考える。 ②検査情報にのみ記載があるものと、台帳情報にのみ記載があるもので それぞれリストを出力できるものという認識でかまわなければ問題な い。	①必要な機能 を網羅してい る	(D) 8	あり(右	現状だと、J-LISの保存年限 (返納/抹消された状態から7年間経過したデータは削除)と当市のデータの保存年限 (データは未年)に差異があり、アンマッチの単同 (7年以上前に廃車された単同)がかなり抽出される。 データの保存年限も全国で統一する必要があると考える。
												E市	①必要と考えている ②C市の要件でよいと思う	①必要な機能 を網羅してい る	E (28)	該当なし	
												F市					
													■検討事項 ①入力漏れを把握するために必要な機能であると思われるため必要と考				
												H市	えている。 ②要件のとおりで問題はない。I市の機能要件にあるように標識番号や 事合番号の他、軽疑情報でのアンマッチも行えると課税譲りが防ぐこと ができると思われる。	①必要な機能 を網羅してい る	2.0	該当なし	
												I市	①必要 ②問題ない	①必要な機能 を網羅してい	能 (2)制	該当なし	
												J市	■検討事項 ①エラー対応を行ううえで必要な機能と考えられる。 ②認識の通り。	①必要な機能を網羅している	e · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	該当なし	
													①必須機能と考える。 ②問題ないと考える。	①必要な機能 を網羅してい		該当なし	
1	1.3.6. 差分抽出	特定済みの検査情報と台帳情報について、差分をリスト出力できるこ	2							(緑字:要検討) 取込結果の確認及び修正のため 必要な機能と考えているが、当	■検討事項 ①当該機能の要否。	B市		①必要な機能 を網羅してい	10000000000000000000000000000000000000	該当なし	
		と。 また、差分について台帳情報の更新 前に任意に修正できること。 【対象項目】 重課対象区分 軽課対象区分	<u>\$</u>							必要な機能と考えているか、3 該機能の配載粒度で要件を記し している自治体は少ないため、 どのような機能が望ましいか検 討対象とする。	で問題ないか。		検討事項 (必要である。(内容の確認をするため) (空間軽ない (確認事項 (3)者	②一部記載がない機能がある(右記)	- 燃料の種類 - 初度検査年月 5 6 6 (2.2)	該当なし	
		24.6.418.46.7.									a tonesson.	D市	■検討事項■ ①必須機能だと考える。 ②問題ない。 ■確認事項■ ①燃料区分・初度検査年月・型式番号・原動機の型式・排気量・用途 で付年月日・所有者・使用者の情報は差分チェックをする必要があるのではないかと考える。	⑤その他(右 記)	(1) に同じ。	該当なし	
												E市	①必要と考えている ②ご市の要件でよいと思う ③特になし	①必要な機能 を網羅してい る	E (2面	該当なし	
												F市	■検討事項		確認事項への見解に記載のとおり。		
												H市	 ①鉄経鎖りの防止のため必要な機能であると考えている。 ②問題なし ■確認事項 ①重課・軽課区分のチェックに関連して、初度検査年月や燃料の種類といった重課・軽器の判定のための情報も正しく入力されているかのチェックが必要ではないか。 		2ª	該当なし	
												Iπ		⑤その他 (右記)	差分とは何を指すのか不明。 ②慰	該当なし	
												J市	■検討事項 ③ 効果確認および修正のため必要と考える。 ②なし。 ■確認事項 ③なし。	①必要な機能 を網羅してい る	E QB	該当なし	
													■統計事項 ①必須機能と考える。 ②問題ないと考える。 ■確認事項 必要項目は網羅されていると考える。	①必要な機能 を網羅してい る	①## (T)## (T	あり (右	表用の「差分」の内容が理解できなかったため、内容の説明追記が必要 に思われます。

				遺定地方包	体_機能要件			標準化	吳補検討		
機能名称	は標書たたき台 集制	Fフロー の対応	C市	D市	E市	Hirt	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	
処理	年度当初の一括取込時は取込結果を もとに、4/1時点の車両情報を更新 できること。							検査情報を取り込んで台帳更新 を行う運用(パターンbの運用)	②求める機能として要件の通り	B市	
								をしている自治体では必要性が 高い機能と想定しているが、当 接機能の配載粒度で要件を記述 しているの自治体は少ないため、 どのような機能が望ましいか検 討対象とする。	③更新処理について、手動更新	Oili	検計 ①専 答不
								1177867 00	ľ		■検

異動分については、取込結果をもと に車両情報を更新できること。

更新結果について対象車両情報をリ ストで出力できること。

標準化候	人補検討				構成員からの回答		(2) 7 2 h
要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1) 検討項目(論点案)への見解・回答	回答※	(2) たたき合で必要機能・項目が網羅されているか	回答※	(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見
(緑字:要検討)	■検計事項			選択式※ ①必要な機能	野橋	選択式※	詳細
検査情報を取り込んで台帳更新 を行う運用 (パターンbの運用) をしている自治体では必要性が 高い機能と想定しているが、当 該機能の記載粒度で要件を記述 している自治体は少ないため。	■ 1948 (1) 当該機能の要否。 ②求める機能として要件の通り で問題ないか。 ③更新処理について、手動更新 または自動更新のどちらが望ま しいか。	B市 C市	検討事項 ()車両情報とは何か(仕様書たたき台の詳細が分からないため。以下回 答不可)	を網羅してい ⑤その他(右 記)		②該当なし ①あり(右 記)	・車両情報とは何を指しているか ・」-」ISのデータとシステムの納料義務者を紐づけることはできるのか
どのような機能が望ましいか検 討対象とする。				①必要な機能を網羅している		②該当なし	
		E市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
1	1	F市		<u> </u>		 '	
		Нф	■検討事項 (①人力運和防止のため必要と考えている。 (②問題なし (③自動更新がパッチ処理により更新されることを指すのであれば自動が ロール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
		I市		②一部記載が ない機能があ る(右記)	更新時、自動と手動を選択できること。	②該当なし	
		J市	2問題ないと思われる。 ③自動更新の方が手間がかからないため、良いと思われる。	①必要な機能を網羅している		②該当なし	
		K市		①必要な機能 を網羅してい る		①あり(右記)	必要性が高い機能であると考える。車体番号をキーにマッチングを行い、 、就譲譲れを防ぐ必要があると考える。
検査情報を取り込んで台帳更新	■検討事項 ①当該機能の要否。	B市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
を行う運用 (パターンbの運用) しまる としている自治体では必要性が 高い機能と想定しているが、当	②求める機能として要件の通り で問題ないか。 ③更新処理について、手動更新	C市	検討事項 (①車両情報とは何か(仕様書たたき台の詳細が分からないため。以下回	る ⑤その他 (右 記)		①あり(右	
該機能の記載粒度で要件を記述	または自動更新のどちらが望ましいか。		签不可 ■検討等項■ ①運用方法を統一しないならば必要な機能だと思う。 ②問題ないと思う。 ③自動車斬が望ましいと思う。	①必要な機能を網羅している		記) ②該当なし	
		E市	③于馴更新・必要な時にできるように	①必要な機能を網羅している		②該当なし	
[]		F市	,		,		
		H市	■検計事項 (①人力漏れ防止のため必要と考えている。 (②問題なし (③自動更新がパッチ処理により更新されることを指すのであれば自動が 望ましい。				
		I市	③自動と手動を選択できること。	②一部記載が ない機能があ る(右記)		②該当なし	
		J市	■検計事項 (③当前はバターンaの処理方法で行っているため、この機能は不要と考える。 (②自動をはいと思われる。 (③自動更新の方が手間がかからないため、負いと思われる。	①必要な機能を網羅している		②該当なし	
		K市		①必要な機能を網羅している	,	①あり(右記)	必要性が高い機能であると考える。当市では、廃車、車番変更、日付の みの変更 (使用の本拠地の変更等) について自動更新としている。
データ取込における基本的な機	■検討事項 ①当該機能の要否。	B市	,	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
能と想定しているが、 台帳更新 処理機能の要否の講論を踏まえ の必須機能とするかどうか検討 する。	②求める機能として要件の通り		検計事項 ①必要である。(更新観果の確認を行うため) ②問題ない	る ①必要な機能 を網羅してい る	:	②該当なし	
		D市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
		E市		①必要な機能を網羅している	!	②該当なし	
1	1	F市	'		-		
			6.	①必要な機能を網羅している		②該当なし	
		I市	②問題ない	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
		J市		①必要な機能を網羅している		②該当なし	
<u></u> !	!	K市	①必須機能と考える。 ②問題ないと考える。	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
·	·				·		

						選定地方団	体_機能要件 		標準化	候補検討			構成員からの回答		(0) 20 种 「小小小小」「本二十、初年」。0 本章
機能名	*	仕様書たたき台	業務フロー との対応	B市	C市	D市	E市	H市 I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体 (1)検討項目(論点案)への見無・回答	回答※	(2) たたき合で必要機能・項目が網撮されているか 詳報	回答※	(3) その他、「たたき合」「考え方・根拠」への意見 詳細
1.4. 異動展歴	iii: XIII											選択式※	ar wa	選択式※	pr en
	2.動爾麻管理	異動履歴(異動内容・異動日・操作							(黒字:必須)			①必要な機能を網羅してに		Т	
		者)を管理できること。また、最新の異動履歴を削除するこ							(黒字:必須) 台帳の異動履歴の管理は事務の 正確性を保つうえで必要な基本		B市	1.6	1	②該当なし	,
		とで誤操作等により更新された情報 を更新前に戻すことができること。							的機能として必須と想定してい る。		C市	①必要な機能 を網羅してい	\	②該当なし	
											Drb	⑤その他 (右	最新の異動履歴ではなく、誤操作の履歴を削除する機能があれば尚良い と思われる。	②該当なし	
												(5番		-	
											Eft -				
											F市	①必要な機能			
											H市	を網羅してしる	`	②該当なし	
											I市	を網羅してし		②該当なし	
											J市	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
											必須機能と考える。	る ①必要な機能			
1. 4. 2.		更動 / 明 + Z 附 # 桂 松 左 築 理 / A							(甲字, 改落)	■時初東语	K市	を網羅している		②該当なし	
1. 4. 2.		異動に関する附帯情報を管理(登録、修正、削除)できること。							(黒字:必須) 台帳の異動履歴の管理は事務の 正確性を保つうえで必要な基本 的機能として必須と想定してい	①当該要件は車両台帳ごとに異 動履歴の管理を行う規定だが、	B市	①必要な機能を網羅している	5 h	②該当なし	
		【管理対象項目】 異動事由							的機能として必須と想定してい る。	各自治体の運用と相違ないか。	確認事項 ()相違なし	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
		特記事項(メモ)									■確認事項■	5	(1) 0 + 11		
											■電&シサペ■ 車両の異動に関しては車両台帳ごとに管理を行うが、納税義務者が 住民だった場合などに、転出先が判明し、住所変更を行うこともあ その際には車両ではなく義務者ごとに特記事項を記録したい。	5 あんしょう あんしょう あんしょう もっぱい あんしょう もっぱい あんしょう もっぱい しゅうしゅう しゅう	ī	②該当なし	
											- *** て切除には平向ではなく表彷合ことに付配予項を配録したい。	ăc)			
											①東西面面につけるメモ・宛名画面につけるメモ	1.27 m +- 184			
											①車両画面につけるメモ・宛名画面につけるメモ 裏動履歴だけではなく、警察からの照会など簡単にメモが入力でき うにしたい。	るよ を網羅してし		②該当なし	
												①必悪な機能			
											F市	①必要な機能 を網羅している			
											■確認事項 ①本市のシステムも車両台帳ごと(車両単位)での管理であるため	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
											はない。 無い I市	①必要な機能 を網羅してし		②該当なし	
											■除卵車項	2		1	
											「認識の通り。	①必要な機能 を網羅してい		①あり(右	当市の場合、メモ機能に特記事項等を入力(車両ごと)して管理してしるが、所有者、使用者、車両それぞれに対してメモ設定が行えるため、 「メモの区分があると分かりやすいのではないか(所有者と使用者が違う
												8		ac)	場合等、使い分けができると分かりやすい)。
											当該想定と相連ない。 特記事項については納税義務者情報に付帯しているので、同一人の 両でも同様の特記事項が表示されることが望ましい。	別車 ①必要な機能			
											「「「」 「「」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」	を棚継している	`	②該当なし	•
. 当初課税									•	•					
2.1. 当初課税	処理	除細切り取たのなぬ末末 /神なりみ							(用令、次体)			(1.2) # 4-104			
2. 1. 1.	一括処理	賦課期日現在の登録車両(課税対象 車両のみ。非課税、課税保留は除 く)の納税義務者に対し、一括で当							(黒字:必須) 当初課税処理を行う基本的機能 のため、必須と想定している。		B市	①必要な機能を網羅している		①あり (右 記)	5
		初課税処理ができること。							SACE ENCEDED CO U.		C市	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
											n+	る ①必要な機能		@ ## xV 4x 1	
											D市	を網羅している		②該当なし	
												②_##±	当初課股税場の中で、対象者リスト等出力結果を確認できるリストは出 力されるのか。 また、終税通知書を同解するための印字データも出力されるのか。 、本市は終税通知書の即原を分解業者に受託しており、印字データの外部 ファイル出力は必須であると考えている。	1	
											E市	ない機能がある(右記)	本市は納税通知書の印刷を外部業者に委託しており、印字データの外部 ファイル出力は必須であると考えている。	②該当なし	
											Fit	①必要な機能 を網羅してい			
											H市	る ①必要な機制 を網羅してい	2	②該当なし	
												を網維している ①必要な機能 を網羅してい		_	
											In In			②該当なし	
											J市	①必要な機制 を網羅してし	\	①あり(右 記)	(黒字:必須)について 認識の通り。
											必須機能と考える。基本的な機能であり大量処理が必要。 K市	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
												3		132	

Property							選定地方団	≭_機能要件		標準化	候補検討			構成員からの回答		
Mark					277											(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見
## 1985 A STATE OF THE PROPERTY OF THE PROPERT		機能名称	ti ti	様書たたき台	との対応 との対応	C市	D市	E市	Hrip I rip	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体 (1)検討項目(論点案)への見解・回答	回答※	詳細	回答※	詳細
A	2. 1	2. 税額	額計算 税	額計算ができること。						(黒字:必須)						
Table										当初課税処理を行う基本的機能 のため、必須と想定している。		B市	る		②該当なし	
The content of the												C市	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
The content of the												Dit	①必要な機能を網羅してい		②該当な1.	
The state of the													3			
The content of the												Еф	①必要な機能			
The state of the												F市	を網羅している			
Part												H市				
The state of the												I市	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
The state of the													る ①必要な機能		①あり (右	(黒字:必須) について
Total Part Tot													る		(5番	認識の進り。
### PACKAGE AND PA												K市	を網羅している		②該当なし	
### Part	2. 1	3.	裁商	<u> 額計算時、車種より軍課対象車</u> 、軽課対象車両が自動で判定され						(緑字:要検討) 1.4.の要件を踏まえるとJ-LIS道	■検計事項 ①当該機能について、税額計算	B _f	①必要な機能を網羅してい		②該当なし	
No.			3	<u>- 2 </u>						推选によ常理分分 終理分分核	陸のタイミングに限空 た空薬	松叶東西	<u>a</u>		-	 車種だけで、税率が判定できるのか。軽課区分や、初度検査年月は必要
No.										税額計算時の判定をどのような 運用前提で位置づけるか検討を	としての位置づけで問題ない か)。	①税額計算のタイミングだけでなく、車両の登録後に翌年度の税率が 算されることが必要。(税収見込み等で使用し、今年度軽課対象車両が	計 パ ⑤その他 (右		①あり(右	ないのか。
No. Process										行う。		翌年度は勅税率になり、税率の変化があるため)	(52)		(5番	
Part												■検討事項■	①必悪な機能			
Total												D市 (1)問題ないと思う。	を網羅している		②該当なし	
The content of the												①認識の通り	①必要な機能	:	@@# xk +- 1	
No.												LIP	る		必該当なし	
Part												F市	を網羅している			
A												H市				
A												無い	②一部記載が	車種及び初度検査年月、J-LISからのデータにより自動で判定されること	@ 0 to 1/2 do 1	
The state The													る(右記)		必該当なし	
The content of the												■検討事項 (1認識の通り。	①必要な機能を網羅してい		②該当なし	
Total Continue C												必須機能と考える。(検討項目の貯蓄内容が分かりませんでした。)	<u>ه</u>	■種だけで判定するものでないため「車種より」の部分は不要ではなし		
To Section												K市	(5)その他 (右 記)	tr.	②該当なし	
1	2. 1	4. 一括#	納期限設一定で	括で条例に基づく納期限の設定がきること。						(黒字:必須) 記載粒度の問題で要件に記載し		Bits	①必要な機能を網羅してい		②該当なし	
### Part										ている自治体は少ないと推定し ている。当初課税処理を行う基			_ [వ	随時で遡及課税した際の、納期限設定ができること	-	
1										本的機能のため、必須と想定し		C市	ない機能がある(右記)		②該当なし	
1																納期限10日前までに納付書の送達ができなかった人などの納期限を随
1												D市	を網羅してい		②該当なし	期に設定する除も、容易に設定できることが望ましい。
1													10			
1																
1												F ft	①必要な機能			
### 1												H市	を網羅している		②該当なし	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1												「市	①必要な機能を網羅してい		②該当なし	
No. 1															1	(黒字:必須)について
1														──	(58	総蔵の通り。 「各個で守める純期限を自動的に判断して鉛守する」 「毛入力」を独
1												K市 須となる。	②一部記載が ない機能があ	また、事前に手入力した納期限に誤りが無いか、当初課税のバッチ処理 を実行する前に確認できるものであること。	①あり(右記)	期限が条例に反していないか判断してくれる」どちらの想定なのか判断 できない記載となっている。
1	0 FT								I				る (右記)			
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		正由告号付	+ An All													
## 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日				税取消、課税保留、随時課税、課						(黒字:必須)		n+	①必要な機能		@ 00 to 1/2 do 1	
## 1.		'	官理 抗正	光除、不均一味税、職権休用の更 に関する各種申告情報を管理(登 終正 勘除)できること						更正甲音の受付を行う上で基本 的な機能と考えている。		DID	16		公政国なし	
10 10 10 10 10 10 10 10			3	た、履歴管理できること。						(緑字:要検討) 現在記載している情報で運用ト		C市	を網羅してい		②該当なし	
1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日			#	請者基本情報(個人番号(マイナー)						充足するか確認し、必要な管理 項目の定義を行う。		Dri	③一部不要な 機能がある	マイナンバーは不要なのではないか。	②該当なし	
10			三	バー) 含む) 請事由						X			(右記)		-	
15 15 15 15 15 15 15 15													①必要な機能			
1回 1回 1回 1回 1回 1回 1回 1回												F市	を網羅してい	http://www.distriction.com/		
1元 1元 1元 1元 1元 1元 1元 1元												H市	③一部不要な 機能がある	中語有益本情報は小要であると考えている。 (納税義務者とは異なる第 3者が申請のみ行った場合想定)	②該当なし	
11												In	①必要な機能を網羅してい		②該当か!	
1.3 1.2 新会性表情報													lる			
(編字 の形)													lる			
(編字 の形)												必須機能と考える。 K市	①必要な機能 を網羅してい		①あり(右記)	管理対象項目は、データベースの構造や、更生を行う際の仕組みによる ため、確定が難しい。
情報を発見	3. 1	2. 審査	結果情報 各	種申告内容の審査結果を管理(登					<u> </u>	(黒字:必須)		D±	る ①必要な機能	:	-	
		1								安付を付った更止甲告の結果を 管理する上で基本的な機能と考 まている		l Diji	18		必該当なし	
E市 (1)必要な機能 を開催している (2)・耐不療な (4)を対象を (4)には非可となる前便であるため。 (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4			<u>84</u>	可/不許可事由 始年月日								C市	を網羅している		②該当なし	
E市 (1)必要な機能 を開催している (2)・耐不療な (4)を対象を (4)には非可となる前便であるため。 (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4			盤解	<u>除理由 ※課税保留のみ</u> 除日 ※課税保留のみ						現在記載している情報で運用上 充足するか確認し、必要な管理		Date:	①必要な機能		②欧本た」	更生決定決議書及び、更生決定通知書もシステム上で発行できることが 望ましい。
F市										項目の定義を行う。			S MARE C C I		を成当なし	
下市 を網羅している 一部不要な 一部できるのを前提に、システムに登録するため。 「計画 「記述 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日												E市	○ × = 4 · 10 40			
(右記) (本記) (水) 許可するものを前提に、システムに登録するため、「許可/不許 可事由」についてはデフォルトで「許可」となっていることが望まし と												F市	を網羅してい			
(右記) (本記) (水) 許可するものを前提に、システムに登録するため、「許可/不許 可事由」についてはデフォルトで「許可」となっていることが望まし と													③一部不要な	許可/不許可事由は不要であると考えている。申請を受付する段階で基 本的には許可となる前提であるため。		
Trans												нф	(右記)			
Trip での間をしています。													①必要な機能	現状、許可するものを前提に、システムに登録するため、「許可/不許 可事由」についてはデフォルトで「許可」となっていることが望まし	@#* ·*· ·	
の以 ・												1 mp	を網羅している	lv.	必該ヨなし	
の以 ・												J市	①必要な機能を細羅してい			開始年月日=決定日(異動日)という考え方でよろしいか。
大市 「大変では、													న		(5番	管理対象項目は、データベースの機造や、更生を行う際の仕組みによる
												K市	を網羅している		②該当なし	ため、確定が難しい。

					選定地方団	壮 總管軍任			編集化	機補検針				構成員からの回答		
					<u> Zeenaa</u>	m_manasa II			#T-12	No. of Street,				(2) たたき合で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見
1	機能名称	仕様者たたき台 業務フロー との対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1)検討項目(論点案)への見解・回答	回答※	詳細	回答※	詳報
3. 2. 減:	免処理												是扒具來		是扒具水	
	1. 減免対象抽品	は下に該当する減免対象を選択し抽 出できること。 なお、対象者が死亡者している場合 は除外できること。							減免対象者は自治体間で差異が あると認識しているが、全国自 治体で減免を行うパターンにつ	■検計事項 ①減免は全国自治体で条例・要 項等に起因する業務上の差異が あると想定されるため、減免の		①なし ②なし ③していない	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
		【滅免対象区分】							いて確認を行う。	パターンを要件記載の通り分類 しているが、現在記載されてい るもの以外に類型化可能な減免		検討事項		検討事項 ①知的障害者	+	
		前年減免者 生活保護 公益使用								はあるか。(特定の自治体の独自性が強い減免は「その他」に		○有 ②無 ③連携していない		確認事項		
		身体又は精神障害者 構造が専ら身体障害者等の利用に供								含む想定) (2)自治体共通で必要に減免区分			②一部記載が	①該当車両が障害者本人名義の車両か、生計を一にする者の名義の車はなのかを減免入力の項目に追加する必要がある。(減免の判断基準に、 障害者と所有者の関係も含まれているため)		
		<u>り</u> を 災害 <u>その他</u>								と自治体ごとに要否が分かれる 減免区分があると想定してい る。要否が分かれる減免区分は		②問題あり	ない機能がある(右記)	曜告者と所有名の関係も言まれているにおり ②当市の継続減免対象は、身体障害、精神障害、知的障害のみのため、 他の減免区分の申請書の作成は必要ない。ただし、申請書の作成時に、	②該当なし	
										以下を想定しているが、例とし て挙げたもの以外に各団体で運				身体障害、精神障害、知的障害のみの申請書を作成する選択ができる仕様であれば、すべての滅免区分で申請書を作成しても問題ない。	±	
										用していないものはあるか。 a) 生活保護 b) 公益使用						
										b) 構造がもっぱら身体障害者 等の利用に供する		■検討事項■ (検討・ (②全て運用している。				減免に関して、市町村ごとに認定基準に差異があり、ある市町村で減免 を受けられていたが、別の市町村に転入したところ受けられなくなった (或いはその逆)ということが間々ある。
										③減免対象者情報を把握するに		③ a) 1 目に生活保護受給者のうち 東面の所有が認められている人のリス				域免対象区分が市町村ごとに差異があるのは仕方ないと思うが、認定基準に差異があるのは問題ではないか。WTで検討したい。
										あたって以下について、担当課 との情報連携が必要になると考 えているが、システム連携また		トを紙でもらい、チェックしている。 b) 身障者手帳を申請時に提出してもらい、障害等級や滅免の有無のスタ	①必要な機能		@# II /#	災害滅免について、納期限後の減免の取り扱いを知りたい。納付済みの
										はcsvデータの取込等を実施しているという認識で相違ないか。	D市	ンプが無いかをチェックしている。 どちらもシステム連携や、CSVデータの取込等は行っていない。行える ことが望ましいとは思う。	を網羅している		記)	場合、還付するのか。3月に災害が発生したとして、現年度の滅免対象 となるか。
										a) 生活保護情報 b) 障害者福祉情報		■確認事項■ ①網羅されていると思われる。				
										■確認事項 ①減免対象となるパターンは要		②災害減免に関しては、継続されることを考えておらず、災害が発生したその年度のみ適応されるという認識である。				
										件記載の書き方で網羅されているか。 ②減免対象抽出後の運用は、ど		①特定の滅免はない			-	
										の区分の減免でも共通で、継続 減免として申請書を作成する想		②挙げていただいた以外の滅免はなし ③滅免は申請していただいて滅免決定するため 担当課との、システム連携等はなし	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
										定で問題ないか。	Lip	10 用件で確認している ②構造減免については、継続減免申請はいらないものとしている	る		2M34C	
											F市		①必要な仮能 を網羅してい			
												■検討事項 ①社会福祉法人又はこれに類する団体が所有し社会福祉事業を行うため	7	対象者が死亡の場合も死亡により減免解除になった旨の通知を家族に行いたいため、除外という形ではなく、要確認といった形での抽出が可能	市	
												に事ら使用するもの(社会福祉減免あるいは福祉車両と称する)の区分が必要であると考えている。 (2例として挙がっているもの以外に社会福祉減免がある。		である形のほうが望ましいのではないか。 また、市外転出や障害者と納税義務者が別世帯となったような場合に		
												公前として学かっているもの以外に在芸価低減死がある。 3 両情報ともシステム連携やデータ取り込みといった取り扱いはしてお 6ず、陳書福祉情報については、障碍者手帳の現物の確認によって行っ		も、減免解除あるいは生計同一証明書の提出を求めるといった対応が必要となるため別途抽出が可能な形としてほしい。		
												ている。生活保護による減免は条例上定めはあるが現在は減免をしている事例はない。障害福祉情報については年1回障害福祉担当部署に情報	②一部記載が		@## N/ 4× 1	
											Нф	の請求を行い差美かないかの催認をしている。 データ連携等の運用にする場合は、福祉担当部署あるいは福祉システム	CO. CLINCHE D. O.O.		②該当なし	
												との調整が必要となる。 ■確認事項 ①検討事項①に記載したが社会福祉法人が使用する車両の区分が必要で				
												あると考えている。 ②問題なし。				
												検討事項		死亡日によっては減免対象となりえるため、死亡者を一律に除外するの	D	
												①当市では知的障がい者及び戦傷病者も滅免対象としているが、これらは「その他」に含まれるのか。 (2質問内容が不明確であり理解できないため回答不可能。		ではなく、4月1日以前の死亡者であるかどうかを基準にできるとよい	,`	
												③担当課へ紙媒体のリストで照会を行っている。	②一部記載が			
											175	確認事項 ①知的障害者及び戦傷病者も対象となる。	ない機能があ る(右記)		②該当なし	
												②当市では身体、知的または精神障がい者以外の滅免区分は、全て新規 申請として扱っている。				
												■検討事項 ①なし。				
												(3)当市では、滅免申請を自己申告で行っている為、担当課との情報連携 は行っていない。	①必要な機能			
											J市	■確認事項	を網羅している		②該当なし	
												①認識の通り。 ②連用については認識のとおりだが、当市では継続減免対象者は申請不 要のため、申請書は作成していない。				
												■検討事項		「前年滅免者」は不要。		「前年減免者」は前年度の減免対象者について、翌年度の減免を一括で
												①無し ②当市では「災害」の減免は運用していない。 ③現在のところ、連携は実施していないが、将来の連携は検討したい。				適用するためのものと理解しているが、減免対象区分のうちの一つとし て位置付けた場合、減免種類かわからなくなるため、不要と思われる。
												身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳が対象となる。 ■確認事項	③一部不要な		@# II /#	 「公益使用」「その他」について、自治体独自で統計を取る必要があるため細目が判別できるコードを入力できるようにしておいたほうが良いのではないか。
											K市	「網羅はされているが、公益使用やその他については、統計を取る必要 があるため、各自治体が任意に設定できる細目のコードが必要と考えら	機能がある		記)	
												れる。 ②当市において滅免は、原則として自動的に翌年度に引きつぎ、毎年の 申請書提出は行っていない。調査の結果減免が不要になった場合に滅免				
2.0	2	サルト 大連条列を表について、NT							(经令,不怜耻)	■ 15切 ★ 15		の取り消しを行っている。 申請書送付対象の決定及び入力確認のために利用				
3. 2.	-	抽出した減免対象者について、以下 の項目をリストで出力できること。							(緑字:要検討) 当該リストについて想定される 運用方法の確認を行い、必要な	■確認事項 ①減免対象者リストは、継続減 免対象の決定(申請書送付対象	B市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
		【出力項目】 減免対象区分 而方表標和							パターン・項目について定義を 行う。	者の決定) に利用することを想 定しているが他の用途に用いる		() 当初抵訴処理後の、継続減況決定有一見として使用	②一部記載が ない機能があ	①車両番号(標識番号)	②該当なし	
		所有者情報 手帳所持者情報 (障害等級含む) 運転者情報								ことは想定されるか。		■確認事項■	る (右記)	標識番号・車台番号と、構造減免の場合は形状もリスト化されると良い のではないか。	,1	
											D市	①今のところ思いつかない。	②一部記載か ない機能があ る(右記)	のではないか。	②該当なし	
											E市	①想定されない				
											F市	■確認事項	①必要な機能		01:	
											H市	①特に想定されない。	を網羅している	減免決定した金額及び件数を車種・減免事由別に出力できること。	②該当なし	
											Ιħ		②一部記載が ない機能があ る(右記)	MATHIME MATHIME MATHIME MATERIAL CONTROL	②該当なし	
												■確認事項 ①当市では継続減免対象者は申請不要のため、申請書は作成していない		抽出する滅免対象者については、以下の項目の追加が必要と考える。 ・納税義務者情報(住所・氏名)		減免審査会への資料提出および課税更正処理を行うため、左記に挙げた 項目についても必要になると考える。。
											J市	□油市では継続減免対象者は申請不要のため、申請書は作成していない が、減免書査会 (毎年6月下旬開催) へ継続減免対象者資料としてリストを提出しているほか、加定更正処理を行う際に減免対象者数や減免決 定額を確認するために使用している。	ない機能がある(右記)	※ 所有者=納税義務者ではない ため ・滅免額	①あり(右 記)	
												定額を確認するために使用している。 ①他の用途の使用の想定は無い。	①必要な機能	の外。プレロ県	0.11	
											K市		を網羅している		②該当なし	

					還定地方団	体_機能要件			標準化	技術検討				構成員からの回答		
		パルカシェック 発売フロー										(1) (2) (2)		(2) たたき合で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見
	機能名称	仕様書たたき台 (集務フロー との対応	B市	Crit	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・複製	検討項目(論点案)	団体	(1)検討項目(論点案)への見解・回答	回答※ 選択式※	詳報	回答※ 選択式※	鲜椒
3. 2	2.3. 減免申請書等 作成	# 抽出した減免対象者に対し、減免申 請書等を一括または個別に作成でき							(黒字:必須) 減免制度はどの自治体にもあ		B市	一括作成機能は必要	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
		ること。							り、共通して申請のプロセスを 経ることから申請書作成の機能 は必須と想定している。		C市		の ①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
									(青字:オプション)				3	新規減免申請書はそれぞれ減免対象区分別に作成できるようにしてもら		現状、当市では、継続の場合は、車両及び障害等級の変更が無く、車両
									減免申請書の一括作成機能は、 対象者へ申請書を送付する運用 を想定した機能だが、当該運用		D市		⑤その他(右	いたい。 継続減免申請書も作成できるようになるのか。	①あり(右	の使用状況にも変わりが無い旨を簡単な記入で申請できるようにしているが、継続の申請方法も統一されるのか。
									の有無は自治体間で差異があると考えられるため、オプション		υщ		(58	その場合、当市では簡単な記入で継続の申請ができる様式を作成し、継 続減免対象者に送付しているが、自治体ごとに様式を設定できるか。	(5番	
									機能と想定している。		E市					
											F市					
											H市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
											пп		2一部記載が	HW - L () - M - CPT - L T - L	必該当なし	
											Ιħ		ない機能がある(右記)		②該当なし	
													①必要な機能を網羅してい		① t II / t	(黒字:必須) について 認識の通り。
											J市		を網羅している		記)	(青字:オプション) について
												・個別作成は無くても支障ないが、あったほうが良い。 (押印や自署について自治体による差異がある可能性がある点は注意が必要である。)	①必要な機能			和维办法!!
											K市	・当市では、減免を原則として自動更新としており、一括作成は使用し ないため、オプションで差しえない。	を網羅している		②該当なし	
3. 2	2.4. 減免情報管理	■ 減免に係る情報を管理(登録、修 正、削除)できること。							(緑字:要検討)	■検討事項	1		①必要な機能			
		止、削除)できること。 【管理対象項目】							(株子) まなほり 減免対象者は自治体間で差異が あると認識しているが、全国自 治体で減免を行うパターンにつ	①すべての減免対象となるハ ターンに対処するうえで、現在 悪件に記載されている管理対象	B市	連携の際に活用することが考えられる。	を網羅している		②該当なし	
		1 通免分免区公							いて確認を行う。 なお、減免パターンに関連して	項目で過不足はないか。 ②個人番号(マイナンバー)に		検計事項 ①不足有 ②不明		核計事項 ①資料番号(受付番号)、減免年度、減免年月日		
		成の方法型(車両情報、賦課情報、納 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・							管理が必要となる対象項目の定 義を行う。	ついてどのように活用できる か。	C市	確認事項	②一部記載が ない機能があ る(右記)	(重応手項 ①「割合、額」は「税率」のことではないか。	②該当なし	
		<u>審查結果</u> 許可/不許可事由								■確認事項 ①現在記載している項目で、減		①有 	10 (11E)	「期間」は不要である。		
		<u>割合</u> 蘊								免処理の際に情報が不足する ケースは想定されるか。		■検討事項■ ①災害滅免の際に「罹災証明」或いは「罹災届出証明」が必要となるため、罹災証明(罹災届出証明)の整理番号、発行年月日、罹災原因も管		(1) に同じ。		
		期間										理できるべきだと考える。	1			
												また、生活保護の受給情報・車両保有の可不可も管理できるべきだと考える。 精神障害者の場合、自立受給者証の公費負担番号も管理できると良いの	1			
												ではないか。 何等かの形で、生計を一にする親族であるかどうかは確認できると良				
											n±	[い。 ○ フィンンプ 不時実生性、圧圧原理の異体性に、対象の異体性に(世	⑤その他(右		②該当なし	
											l biji	②マイナンバーで障害等級・生活保護の受給状況・滅免の受付状況 (普通率含む他の車両・他の市町村で滅免を受けていないかどうか) がわかるようになれば窓口での手続きがスムーズになると思われる。	(52)		CW34C	
												現状では、申請時の本人確認書類としてしか活用していない。				
												■経認事項■ ①災害滅免の際に「罹災証明」或いは「罹災届出証明」が必要となるため、罹災証明(罹災届出証明)の整理番号、発行年月日、罹災原因は必め、罹災証明(罹災届出証明)の整理番号、発行年月日、罹災原因は必必				
												要だと思う。また、生活保護の受給情報・車両保有の可不可の情報も必要ではない				
												<i>h</i> .		+ +		
												①認識の通り ②今も申請書にマイナンバー記入欄があるがその他の業務に活用してい	①必悪な機能	たたき台の項目にない機能がある 審査結果・許可・不許可事由		
											E市	ti.	を網羅している		②該当なし	
												①特になし				
											F市	■検討事項 障害者手帳の内容(交付番号、障害の等級) があれば、重複のチェック をすることができる。				
												■検計事項		管理対象項目に不要な項目がある(検討項目への見解に記載のとおり)		
												①審査結果及び許可不許可事由について、仮に不許可になった情報を入 力しておく必要性が感じられない。(システムに入力する以上は許可と				
											H市	なる前提) (②活用法は現状思い浮かばない。	③一部不要な 機能がある		②該当なし	
												■確認事項 ①不足はなし。	(右記)			
												検計事項 ()特に無し。 ②期は、				割合/類/期間とは何か。
											I市	②現状、生活保護の受給状況を生活福祉課に確認する根拠としているが、それ以外で活用することはほぼ無い。	①必要な機能を網羅してい		①あり(右 記)	
												確認事項 ①現状では特に無し。				
												■検討事項 ①「減免決定年月日」の項目が必要と考えられる。 ②障害者手帳等の情報の取得、普通自動車減免との重複申請の確認に活		当市では、課税更正処理を行う際に決定年月日を入力する項目があるため「滅免決定年月日」の項目が必要と考えられる。		障害者情報の中に、障害者手帳等の「等級」および「障害個所」は含まれるのか。
												用できると考えられる。	②一部記載が ない機能があ		①あり(右	
											Jф	■確認事項 ①なし。	る(右記)		(58	
												■検討事項 ①減免を入力した日を把握できるようにする必要はあると思われる。 ②庁内の連携でマイナンバーをキーにして、障害等の情報を照会する可能性がある。マイナンバーは基本的には使用しないため、無条件に画面		データベースの構造や、減免を行う際の仕組みによるため、確定が難しい。		・データベースの構造や、滅免を行う際の仕組みによるため、確定が難 しい。
												や帳票に表示されないほうが良い。	1			・「割合」や「額」は当市では使用しない。 ・遡及して減免を適用することがあるため、年度等の管理が出来ように してほしい。
											K市	■確認車項	⑤その他(右 記)		①あり(右 記)	
												・当市では、全額免除のみのため「割合」や「額」は不要。 ・減免の申請日、決定日の管理が必要と思われる。 ・複数年度に遡及して減免ができるようにする必要がある。				
2.0) E Sub-As-An roo	滅免対象車両を一括で滅免処理でき							(里文・必須)				①以西外梅华			
3. 2	減免処理	減免対象車両を一括で減免処理できること。							(黒字:必須) 減免処理を行う基本的な機能の ため必須と想定している。		B市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
											C市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
											D市		る ①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
											_		る		必該当なし	
											E市		①必要な機能			
											F市		を網羅している ①必要な機能			
											H市		を網羅してい		②該当なし	
											I市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
											J市		る ①必要な機能 を網羅してい		①あり(右	(黒字:必須) について 認識の通り。
												当市では滅免を原則自動更新としているため、必須となる。		必須機能と考える。	1107	
											K市		記)		②該当なし	

						 囊壳块支质	体_機能要件			標準化	B.被给针		<u> </u>		構成員からの回答		
						26.767) <u>1</u>	M-Salasan'			無中に	X 100 SA 10				(2) たたき合で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見
機能名	咻	仕様書たたき台	業務フロー との対応	B市	C市	D市	E市	Н ф	Īπ	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1)検討項目(論点案)への見解・回答	回答※ 選択式※	幹棚	回答※	詳細
3. 夏正 (税)																27,44	
3. 3. 1.	更正処理	更正申告受付処理、減免処理等に基 づき、課税情報の更新ができるこ								(黒字:必須) 更正処理を行う基本的機能のた め、必須と想定している。		B市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
		C •								の、必須とお足している。		C市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
												D市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
												E市		100			
												F市		①必要な機能 を網羅してい			
												H市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
												Ιħ		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
												J市		⑤その他 (右記)	必須機能と考えるが、税額変更が伴う場合、課税更正処理画面へ自動 に移る機能があると処理漏れを防ぐことができるのではないか。	前的 ①あり(右 記)	(黒字:必須) について 認識の通り。
												K市 必須と	考えます。基本的な機能のため。	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
3.3.2. 1	更正 (税額変更)	更正処理に基づき、税額計算ができ ること。								(黒字:必須) 更正処理を行う基本的機能のた		B市		る ①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
										め、必須と想定している。		C市		る ①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
												D市		る ①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
												E市		<u>a</u>			
												F市		①必要な機能 を網羅してい る			
												H市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
												市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
												J市		①必要な機能 を網羅してい る		①あり(右 記)	(黒字:必須) について 認識の通り。
												K市 必須と	考えます。基本的な機能のため	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
3. 3. 3.		賦課期日後に、賦課期日へ遡及して 新規登録又は廃車登録された車両の 税額計算を実施し、課税額が決定で きること。								(黒字:必須) 更正処理を行ううえで選り登録 がされた車両の課税計算は必要 機能となるため、必須と想定し		B市		①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	
		きること。								機能となるため、必須と想定している。		C市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
												D市		②一部記載が ない機能があ る(右記)	年度を超えて複数年度分を遡及しての登録・廃車を行った際も、一括 年度ごとに税額計算を実施し、それぞれの年度での課税額が決定でき こと。	で *る ②該当なし	
												E市		0 (110)			
												F市		①必要な機能 を網羅してい			
												H市		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
												I ft		①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
												Jħ		①必要な機能 を網羅してい		①あり(右 記)	(黒字:必須) について 認識の通り。
												K市 必須と	考えます。基本的な機能のため	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	

											_					
					遺定地方団	体_機能要件			標準化	候補検討				構成員からの回答		
機能名称	仕様書たたき台	業務フロー との対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・根拠	検討項目(論点案)	団体	(1)検討項目(論点案)への見解・回答		(2) たたき合で必要機能・項目が網羅されているか		(3) その他、「たたき台」「考え方・根拠」への意見
		Z UMD											回答※ 選択式※	詳細	回答※ 選択式※	詳細
その他更正処理																
3.4.1. 過年度更	正 過去5年分の更正 (現年含む) きること。 過年度の該当賦課情報を引継!	1 1							(黒字:必須) 過年度更正は業務上発生する	■検計事項 ①更正年限を5年と定義し、裁判 等により5年以上遡った更正を行	判 B市		①必要な機能を網羅してい		②該当なし	
	更正を行うことができること。								須と想定している。	う際はベンダ側の保守作業とし て実施する想定で問題ないか。	. 検	計事項 問題ない	①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
									(緑字:要検討) 更正年限については法定の5年と 設定しているが、標準仕様とし		Dift (1)	検討事項■ 問題ないと思う。	る ①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
									て当該年限での処理を要件化する方針で問題ないか。			必要と考えている問題なし	る ①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
											E111		る ①必要な機能 を網羅してい		必該国なし	
											F市	校計事項	を網羅している ①必要な機能			
											H市 ①	問題なし。	を網羅している	 随時課税は更正年限3年、賦課取消は更正年限5年というように、更	②該当なし	
											In U	問題無し。	②一部記載が ない機能があ る(右記)	随時課税は更止平限3年、弧沫収消は更止平限5年というように、更 内容によって年限をシステムで制限できるとよい。	2該当なし	
											1	検討事項 認識の通り。	①必要な機能			(黒字:必須)について 認識の通り。
											J市		を網羅している		①あり(右 記)	(緑字:要検討) について 認識の通り。
											K市 (過去5年分の詳細について検討する必要がある。 ※令和2年5月に27年度の更正を行う場合はどうなるか等)	⑤その他 (右 記)	法令の内容に沿った処理であれば問題ないと思われます。	①あり(右 記)	「更正期間を5年」の詳細について検討する。
4.2. 職權修正	E 課税内容について、職権により 修正ができること。	強制							(黒字:必須) 必要に応じて対応できるよう機 能としては必須と想定してい	■確認事項 ①原則は所定の税率、課税区分 等に基づく課税額の算定を行う	LIII		②一部記載が ない機能があ る(右記)		②該当なし	
									త ం	と考えられるが、当該機能についてどのような場面での利用が 考えられるか。	t a a	認事項 当初登録時に車種を誤って登録し、車種を修正する際に税率が変更に 			②該当なし	
											16	ବ 場百 跡羽東店■	8		-	
											D市 合	^{唯成の子供} ■ 替促の調定を立てて督促状を送付したが、宛所不明で返戻があった場 、新たな送付先が判明するか、公示送達が完了するまで督促料を減ず ことが考えられる。	を網羅している		②該当なし	
											E市 車	何らかの事情において課税保留になっていたが、本人からの申し出で 検を通してもう1度乗りたい時など	①必要な機能を網羅してい		②該当なし	
											F市					
											u= 1	確認事項 課税誤りの修正、通常の申告によらない職権での課税取消などが想定 れる。	①必要な機能を網羅してい		②該当なし	
											車 I市 の	両販売会社の不正によって、税額変更をした場合。 (例:自動車会社 不正による軽課取消)	は ①必要な機能 を網羅してい		②該当なし	
											J市 ①	確認事項 処理誤りだが、虚偽の申告が考えられる。	の必要な機能 を網羅してい		①あり(右記)	(黒字:必須) について 認識の通り。
												事務の誤りによる修正等が考えられる。	<u> 5</u>		ab/	
											K市 う	守作業により対応とした場合、高額の工数と時間がかかる可能性もあ 、システム上問題なければ、できるだけ自治体が柔軟に入力できるほ が良い。また、修正者の権限を制限する等の対応が必要となる可能性 ある。	①必要な機能 を網羅してい る		②該当なし	